

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 原田 孝司

1 日 時

平成29年9月21日（木） 午前10時01分から
午後 3時17分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

原田孝司、衛藤博昭、土居昌弘、末宗秀雄、後藤慎太郎、守永信幸

4 欠席した委員の氏名

荒金信生

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第81号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
継続請願24及び請願29については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 台風第18号に係る被害と対応状況について、大分県長期総合計画の実施状況について及び公社等外郭団体の経営状況等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (4) 県外所管事務調査の日程及び行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成29年9月21日（木）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：00～12：00

(1) 台風第18号に係る被害と対応状況について

(2) 付託案件の審査

第80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）

（本委員会関係部分）

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

③第3次大分県環境基本計画の実施状況について

④平成28年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果について

⑤第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

⑥大分県犯罪被害者等支援条例（仮称）の条例素案について

⑦大分県におけるヒアリへの対応について

⑧「日出生台演習場の使用等に関する協定」の更新について

(4) その他

3 病院局関係

13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第81号議案 平成29年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①県立病院精神医療センターの体制と収支について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③大規模改修工事の進捗状況について

(3) その他

4 福祉保健部関係

13：30～15：00

(1) 付託案件の審査

第4号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）について

（本委員会関係部分）

第80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）

（本委員会関係部分）

継続請願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

請願 29 公的年金制度の改善についての意見書の提出について

(2) 諸般の報告

- ①公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について
- ②公立大学法人大分県立看護科学大学の平成28事業年度の業務実績に関する評価結果について
- ③公立大学法人大分県立看護科学大学の第3期中期目標について
- ④公社等外郭団体の経営状況等について
- ⑤大分県長期総合計画の実施状況について
- ⑥大分県次世代育成支援行動計画（第3期）の進捗状況について
- ⑦大分県医療計画（第7次）について
- ⑧大分県がん対策推進計画（第3期）について
- ⑨大分県国民健康保険運営方針について
- ⑩平成29年度分国保保険税及び標準保険料率の第3回試算結果について
- ⑪おおいた高齢者いきいきプランについて
- ⑫大分県自殺対策計画について

(3) その他

5 協議事項

15:00～15:10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉会

会議の概要及び結果

原田委員長 ただ今から、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、本日は、荒金委員が欠席しております。また、委員外議員の参加はありません。

本日審査いただく案件は、前回、継続審査となりました継続請願1件と、今回付託を受けました議案2件、報告1件及び請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査を行います。

最初に、生活環境部の柴田部長から報告がありますのでお願いします。

柴田生活環境部長 大変申し訳ございませんが、本日、防災局の梶原危機管理監が災害対応のため本委員会を欠席させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

原田委員長 御苦労さまであります。

初めに、今回県内に大きな被害をもたらしました台風第18号に係る被害と対応状況について報告を求めます。

神防災局長 それでは、平成29年台風第18号に係る災害の状況について御説明申し上げます。

お手元にA4の資料があると思いますので、御覧ください。

まず、全体の被害状況についてですが、この資料は、9月19日18時半時点の状況でございます。今回の台風第18号では、津久見市や臼杵市、佐伯市など県南部を中心に広範囲に被害が及んでいます。

今回の災害で豊後大野市の71歳男性の方が行方不明となっており、警察、消防等の捜索が続けられおりますが、残念ながら発見に至っていないという状況でございます。

住宅被害につきましては、まだ調査中というところですが、住家の全壊1棟、半壊1棟、一部破損8棟、床上浸水726棟など、合わせて1,348棟となっております。

被害戸数が災害救助法の基準に達した津久見市と佐伯市について、法の適用を決定いたしました。

また、同様に被災者生活再建支援法についても、基準に達した津久見市と佐伯市について、法の適用を決定したところです。

項目番号2の孤立地域の状況ですけれども、この時点では四浦第5区の1地区、35世帯56人となっていましたが、港の漂流物を除去することにより、船で外への出入りが可能となったということで、孤立は解消されているという状況でございます。

それから、資料の次のページ、ライフラインでございますけれども、停電は全て解消されておりますが、そこにありますように通信については一部の地域で不通となっております。

水道施設ですけれども、佐伯市では、弥生尺間地区の上水道が現在断水しております。資料では断水となっている本匠小半地区の上水道につきましては、20日15時の時点で復旧を確認しました。津久見市では、上水道が断水または減水しております。保戸島・四浦東簡易水道では、一部地域を除き断水しているという状況です。

断水等の発生箇所については、早急な復旧に努めるとともに、給水車による応急給水やペットボトルの配布等により対応しているところです。県としては、被害が甚大であった津久見市に職員が入り、漏水調査等の支援を行っております。

次に、インフラ関係の道路であります。県管理、それから市町村管理を含めまして、被害が225件あり、そのうち全面通行止めが66件となっております。また、河川被害は19件、土砂被害は16件となっております。

それからJR関係です。日豊本線、豊肥本線の被害につきましては、JR九州が詳細な

状況を把握しているところでありますが、複数の箇所、線路沿いの擁壁や盛り土の一部崩落、線路上への土砂や流木の流入等が発生しておりまして、運転再開には時間を要する見込みと聞いております。また、不通区間における代行バスの運転も開始されたところであります。

それから、農林水産業の被害ですけれども、風雨により水稲が倒れたり、水田の冠水が各地で確認されております。また、大分市のニラなどハウス内への浸水による作物被害や、佐伯市などで、シイタケ乾燥機の浸水による施設被害、沿岸部では漁港内での漂着物被害などが生じております。

商工業関係でありますけれども、津久見市、佐伯市、臼杵市で多数の店舗等で浸水被害があったと報告があり、特に津久見市中心部の中央町、高洲町、宮本町では200近くの事業所内に約50から120センチメートルの泥水が流入いたしました。

教育関係につきましては、津久見市内を中心に、校舎、グラウンド、給食施設などに浸水被害が出ております。

災害ボランティアにつきましては、佐伯市、臼杵市、津久見市に災害ボランティアセンターが立ち上がり、被災者のニーズ調査を行うとともに、ボランティアによる泥のかき出し等の復旧作業も開始したところであります。

引き続き、被害状況の把握を進め、速やかな復旧を図っていきたいと考えております。

原田委員長 委員会といたしまして、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、県職員の皆さんの御尽力に敬意を表したいと思っております。

以上で説明は終わりましたが、質疑、御意見があればお願いしたいと思います。

衛藤副委員長 すみません、ちょっと私まだ見に行けていないのですが、大分市の市議さんから聞いて、多分、乙津川の方だと思いますけど、ポンプが壊れたみたいな話をチラッと聞いたんですけど、その辺って何か聞かれていますか。

神防災局長 申し訳ありません、ちょっとその情報をまだ詳細に把握しておりません。

原田委員長 なかなか現時点では、また所管が異なる場合も担当部局に確認の上、議会事務局から後ほど報告させていただくようにしていますので、このことも鑑みてよろしくお願い申し上げます。

末宗委員 ちょっと新聞等にもあるんだけど、災害対策本部というのはどういう基準で作るの。

神防災局長 明確な数値というか、震度5以上の地震が発生したとき、それから大雨特別警報等の特別警報が発令されたときというのがあります。あとはその時々災害状況等を踏まえながら、大規模な被害というか、人的被害等々が拡大しそうだというときに、状況を見ながら災害対策本部を設置するとなっています。

末宗委員 新聞等で見ると、対策本部の設置時期は問題なかったという発表をしているんだけど、僕はそういう問題があったとかないとかいうよりも、どういう課題が残ったとかいうのが本当は聞きたいんだけど。今度は特別警報は出ていなかったんよね、雨は。

神防災局長 出ておりません。

末宗委員 そうなら逆に、災害特別警報というのはどういうときに出るのかな、これだけの被害が出て特別警報を出さないというのは。

神防災局長 7月の九州北部豪雨、日田で相当雨が降りましたが、あのときは大雨特別警報が出ました。

末宗委員 雨量はどうなっておるの。

神防災局長 あのときは、24時間雨量で日田市で380ミリ弱、相当降りました。大雨特別警報というのは数十年に一回あるかないかというぐらいの大雨のときの雨量であります。福岡の方でも大雨特別警報が出ましたが、その大雨特別警報は九州で出たのは初めてであります。だからめったに、ほとんどそういうケースはないということですね。今回はそこまで雨量がなかったというところであります。それで大雨特別警報は発令され

ませんでした。

末宗委員 これは9月14日からで669ミリで、それはいいんだけど、僕は宇佐じゃったけど警報はいっぱい携帯に入るんよ。そして、うちの地区は大体2,100人ぐらいいるんだけど、学校に逃げた人数は何人やったんかかって言うたら、6人と言うんよ。警報が出た割には逃げた者はおらんのかな、そういう感想は抱いたわけよ。

そして、県南の場合、ちょうど日曜日で朝からテレビつけちゃったんだけど、もう別府ぐらいまでが真っ赤になって、紫色のようなところになりよったよね。そういう基準で、僕が言いたいのは、災害対策本部の基準が当てはまらなかったのかどうかは知らんけど、当てはまらなくても被害が出るということやから、そこら辺りが、何か基準が、もう少しやり方というのか。そして県が問題なかった言うたら一つも問題ないごとに見えるじゃない。だけど被害が出ているという実態があるわけやから、そこら辺りのやり方を、もう問題がないと言ってしまったら、誰も問題がねえのを相手するかいとなるからね。世の中というのはそんなもんかなとも思うんよ。ちょっと御感想を。

神防災局長 土曜日の夕方6時に災害警戒本部に移行しまして、要はその情報収集ですよ、それに注力しておったんですけれども、その情報収集につきましては、県の情報連絡員を津久見、臼杵、それから佐伯等々にも派遣しまして、抜かりがない万全の措置を採ったと。

それから、状況につきましては、警察、消防、あるいは自衛隊から逐次我々に情報が入っております、例えば、何か人的被害と、1人行方不明の方が出られましたけれども、何か日田のように孤立して救助活動等をやらなきゃいけないとか、そういう状況で、外から消防とか、それから警察、他県から派遣してもらったんですけれども、とにかく人命救助とかいう、そういう状況になれば、対策本部ということでしたけれども、逐次情報等の

中でそこまでの状況ではなかったというのがはっきり分かっておりましたので、それで災害警戒本部の中で情報収集に当たったというところでございます。

末宗委員 1点だけ。テレビを見よったら、臼杵で家の中から道路をオーバーしてずっと流れ出よったんよ、あれが何時ごろか知らんけどね。あの事態は、あれが日曜日なんだけど、あれ見ていたら、そういう状況じゃないという具合には見えないんよ、僕の感じとしては。あの時点で、ああ、これは大事がでくつかと、確か臼杵市やったよね。これは大事がでくるか分からんなという意識は持つんじゃないかなと思うんだけどね。まあ基準に到達せんなら、まあそんなもんじゃろう、行政というのは。

神防災局長 適宜状況を見ながら、判断をしながら、対応について災害警戒本部だから対応がどこか抜かりがあるとか、体制が甘くなるということでは決してありませんので、そこは万全の措置を採っております。

末宗委員 あの映像を見てどう思う、議論にならんやった、大体役所の内部で。

神防災局長 当然テレビでいろんな地域、臼杵だけじゃなく津久見とか佐伯とかずっと我々も確認しております、先ほども言いましたように、地元の消防でありますとか、警察でありますとか、状況は逐一今どうかというのは入ってきましたし、こちらからも確認しておりましたし、そういう状況を踏まえながら判断していったというところでございます。

土居委員 その基準には達していないかもしれないんですけど、やはり雨量を見て、自らで判断できるような県民に育てていかないとと思うんです。

去年キューバに行きましたけれども、キューバでは学校教育の中に防災教育も入れて、きっちりカリキュラムとして徹底して、どんなハリケーンが来ようとも死者は出ないと、皆さん避難をされると。先ほど避難場所にはほとんど避難していなかったのどうしたもんかなという御意見もありましたが、そういう

県民へやっぱり育てていけないといけないと思うので、是非とも引き続き精進していただきたいなと思います。

それから、通信の件です。何か半角の「&」という文字を入れたら流れないという情報があって、今どういう対応をしているのか、それについてちょっとお聞かせください。

それともう一つだけ、JRです。日豊本線と豊肥本線、代行でバスを走らせてくださっています。JRがですね。ところがやっぱり乗り切れない方もいらっしゃるということで大変苦労していて、竹田の子どもなんかは大分から5時間かかって帰ってきたというぐらい、バスを乗り過ごして、中判田で次のバスを待ったという状況があるので、何かJRができない分、行政からも支援をしていただけるよう関係部署に流していただければなと思います。

神防災局長 まず最初の県の安全・安心メールで、確かに由布市等々、避難勧告等の指示でありますとか、その避難勧告等の解除のメールが合わせて12件配信されなかったという事態が生じました。これはさっき委員おっしゃったように、システム上に入れてはいけない文字というのがありまして、半角の「&」というマークがあるんですけど、あれを本当は入れてはいけない。要するに、それを入れたがために、やはりシステムがそれで止まってしまったということで、それで、その後12件配信できなかったということなんですけれども、配信できていないんじゃないかという連絡がありまして、すぐに我々はその原因究明に対応いたしました。結果、それが分かりましたので、今現在はもう復旧をしております。

今後の防止対策として、禁則文字、それを使っちゃいけない記号とか文字がいろいろありまして、それは我々が認識していなかったというのがまず反省しなきゃいけないことなんですけど、どうしてもそういう意味では市町村は知る由がないと。それを、どういう文字を使ってはいけないということを、今市町

村の方にも通知をして再発防止に努めているというところでございます。

土居委員 よろしくお願ひします。

神防災局長 それから、JRの関係ですけれども、部で言うと企画振興部で、そこは今こういう状況というのは当然承知しております、JRとか、あるいは何か対応策はないかということは今検討しているところでございます。

原田委員長 JRの件は、また対策会議が4時からあります。そのときにまた。

守永委員 まず、さっきの末宗委員も言われた対応、設置状況の話にも絡んでくるんだと思うんですが、いわゆる気象庁から防災の警報を出す基準そのものも、ずっと大雨が続いた後のこの台風の雨という影響もあったのかなという気はするんですけども、結局基準を満たさない中であれだけの土砂崩れが各地で起こったというのがですね。そういったのを含めて、是非また気象庁とも基準の在り方について、その前後の気象状況を見ながら検討する必要があるのかどうかと思うんですが、その辺の対応ができるかどうかというのをお尋ねしたいのと、あとライフラインの水道の関係で、佐伯市で貯水池洗浄のため計画断水の予定というのが、もしスケジュール等が分かっていたら、こういった作業を経てどのくらいの時期に復旧できるのかということと、あと津久見市でかなり上水道の断水、減水というのが起こっているんですけども、津久見の上水道の部分はもう完全に土砂崩れ等による寸断とか、そういったことだけが原因なのか、その辺分かればちょっと教えてください。

神防災局長 気象情報につきましては、県と气象台で協議ということではなくて、やはり气象台が全国的な状況を見ながら、こういう場合は何をどういうふうに発令するというきちっと基準があると思いますので、我々いたしましたしましては、そういう情報を迅速に把握して、气象台の人もあのおとき警戒本部に来ていましたし、情報を密に連絡をとっております

けれども、そういう形で、それを踏まえて対応していきたいと思っております。

中西環境保全課長 佐伯市の水道の状況ですけど、昨日から清掃をほぼ終了してしまして、現在、ちゃんと水が出るかどうかを確認して、多分、本日中には使えるようになると今朝聞いております。

津久見市ですけど、当初、浄水場の電気が流れなくて止まったんですけど、それはすぐ回復しまして、現状としては、浄水場と、そのきれいになった水をためるところは当初から機能してしまして、それで、ためた配水池から多分家庭に配る、配水管に至るところで漏水があるようで、配水池の水がたまらないという状況でした。一昨日から漏水箇所を探しながらその都度修理して行って、今朝の状態ではだいぶん一晩で水がたまっているので、まだまだ漏水箇所があるようなんですけど、それを今調査しながら補修している状況です。

後藤委員 せっかくなので、ちょっと教えてもらいたいのと要望なんですけど、本当皆さん毎日連日お疲れさまです。北部豪雨も終わらないままこういうふうになったので、皆さんの苦労というのは本当に心中お察しするんですけどけれども、今回思ったのが、僕はちょっと被害をずっと見て回ったんですけど、複合的災害、例えば、河川に石だとかがたまっただけになっていて中州みたいな所に、また更に物が引っかかって水がどんどん上がるとかというところがあるじゃないですか。あれ、砂利を取ってくれと言っても、なかなか今予算もないからといって取ってもらえないんです。

検証していくと、絶対ああいうところをこの災害を片づけながらデータみたいなのをきちんと取っていくと、かさが上がっていくときに対応できるようところが多分あると思う、県内、僕そういうところ結構あると思うんですよ。なので、この対応をしていただきながら、是非そういった危ない河川なんかの箇所をずっと上から下まで見てもらって、何か物が引っかかって上がりそうなところをさ

れるといいんではないかなと思いました。

防災局長に教えてもらいたかったんですけど、大分市でも、例えば、坂ノ市の山を挟んで木佐上の方がひどかったんですね、あんまり坂ノ市はそうでもなかったんですけど、うちの野津はだいぶん被害があってやられたんです。それは、弥生で降った雨が多分佐伯に流れるのと野津に流れてくる川があって、雨量が相当、佐伯とは多分違うんでしょうけど、ああいうのってビッグデータとかをずっと活用して、このルートで雨が降ったら、この河川は危ないとか、何となく今の時代なので分かりそうな気がするんですけど。何かそういうことを考えられているのかなと思ったものですから、それを教えてもらいたいのが一つ。

もう一つが、今回津久見で市庁舎が浸かったところあるじゃないですか。僕は大分の土木事務所を見て思うんですけど、水が出る海が近いところとかは、こうなったらやっぱり絶対重機が要ると思うんですよ。例えば、絶対こういう災害が起こったらこの辺は危ないから、何かあったらこの土建屋に、とにかくユンボを貸してくれとか、どうかしたら市町村の水が来ないところにユンボとかローダーとか。すぐ道路啓開だとかでも必要な分が出そうだったら、重機をすぐ出動させれるとか、僕なんか本当ユンボがあったら手伝いたいぐらいなんですよ、そこにあればね。だから、そういうのを県が、もうとにかく何かあったらこの人に言ってくれとかと言って、県がユンボを、コンマ3ぐらいのやつとか、ローダーも大きいやつを所有して、こうなったら持っておいた方がいいんじゃないかなと、すぐに出せるようにと思いました。

なので、僕なんかそういうのがあったらすぐ協力したいと思っているものですから、もういつ何時、何が起こるか分からないような時代なので、そういうのをどんどん購入して対策しないと、やっぱり道が通れないところが今回相当あったものですから、是非そういったのも皆さんで対策を考えられたらなと思

ったので、そういう話が出ていれば教えてもらいたいと思います。

神防災局長 申し訳ありません、2点ともこうやっていますというのはちょっとお答えできないんですけれども、確かに、雨の量とか河川の状況でそういうデータをずっと、たくさんデータを蓄積されているはずなので、それを活用しながら、今回こういう雨が降ったらどういうふうになるぞというところを、そういうことを知る、そういうデータの活用はしなきゃいけないと思っています。気象情報と、あるいは土木が持っている河川情報とどうリンクさせるかということになるかとも思いますので、それは土木にちょっと聞いてみたいというか、こういうお話があったということはお伝えしたいと思います。

それから、重機ですね。確かにこれ、重機さえあればすぐに土砂等の除去とか迅速にできるということで、そういうのは県が所有すればという御提案ですけども、これは土木の話なので、私が勝手なことは言えないんですけど、当然例えば、建設業協会とも協定を結んでいるはずですし、何かあったら迅速に重機等を出して対応してくださいと。当然近くの業者さんにですね、そういうのは今やっておりますので、それ以上に県が所有すべきかどうかというのはちょっとお答えは難しいところであります。

後藤委員 前向きに検討していただきたいと思います。

原田委員長 今の件はまた、土木の方に聞いてから議会事務局を通して。

後藤委員 ちょっとその辺が、例えば、土木にお願いしても、結果なかなか難しいので、やっぱり広域的にというか、皆さん連携されてやらないと、一つの部署ですするというのは、僕は今回つくづく、一つの委員会で例えば話して、解決するなんてとても思わないものですから、皆さんの中でどこの部署とこういうふうに話をしたら、この問題解決するとかも含めてした方がいいんじゃないかなという、やっぱり大分県これだけ被害がひどいと、住

む人も考えるんじゃないかと思いますよね。災害が多い県みたいなイメージを持たれても悪いでしょうからね。そう思ったものですから、僭越ながら話をさせていただきました。

原田委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 また16時からの会議等がありますので、またそのときに出していただければと思います。

では、御質疑等もないようですので、これで台風第18号関連の報告を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部関係部分について、御説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

生活環境部関係の9月補正予算額は、表の左から四つ目、補正予算額欄の一番下、1億9,293万5千円でございます。既決予算額と合わせた予算総額は、その右隣の106億1,621万円となります。

次に、具体的な内容について御説明いたします。2ページでございます。

上の大分県災害被災者住宅再建支援事業、補正予算額は1億7,025万円でございます。

この事業は、九州北部豪雨により被災した日田市、中津市及び豊後大野市の世帯のうち、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯に対し、早期生活再建を図るため、生活及び居住の継続に必要な経費を県と市町村で助成するものでございます。

その下の動物愛護拠点施設建設事業、補正予算額は2,268万5千円でございます。

この事業は、動物愛護拠点施設の整備で、これまで用地及び建物の取得、建築工事实施設計、造成工事等を進めておりまして、今回

の補正予算では平成29年度実施に係る建築工事費と併せ、平成30年度に実施を予定しております5億1,314万3千円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②の報告をお願いします。

柴田生活環境部長 お手元の、大分県長期総合計画の実施状況について（別冊）という厚い冊子がございますので、そちらを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について、御報告をいたします。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況につきましても別紙としてお配りしておりますが、これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものでございますので、こちらの厚い別冊で御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しております。

施策の達成状況については、A・B・C・Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗はAが順調に進んでいる、Bがおおむね順調に進んでいるということで、この二つが58施策、全体の98.3%となっております。また、Cのやや遅れている評価が1施策となっております。

次に2ページをお開きください。

目標指標の進捗状況についてでございますが、表の一番上にありますように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としております。

89指標のうち、「達成」と「概ね達成」が、表の上から3行目でございますように、84指標、全体の94.4%となっております。また、「達成不十分」は3指標、「著しく不十分」は2指標となっております。

なお、参考資料として192ページ以降に、政策・施策ごとの平成28年度の目標値に対する達成度及び最終年度、平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しておりますので、これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

生活環境部に関する施策を順に申し上げますと、安心の分野の4恵まれた環境の未来への継承の四つの施策と、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち（3）から（5）までの三つ、6人権を尊重し共に支える社会づくりの推進、8多様な県民活動の推進、それから9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実のうち（1）と（2）と（4）、次の4ページになりますが、活力の分野の政策欄の3男女が共に支える社会づくりの推進、次の5ページでございますが、発展の分野の政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち（6）の施策となっております。

以上、14の施策でございますが、それぞれ目標達成に向かって真摯に取り組んでまいりましたけれども、この設定している指標の中で成果が上がっている指標と、逆に成果が上がっていない指標について、主なものを御説明したいと思っております。

66ページをお開き願います。

災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。

このIIの目標指標の自主防災組織避難訓練等実施率の達成度が62.9%となっております。

これは自治会や町内会単位で結成された自主防災組織が避難訓練や講習会等の啓発活動等を行った割合で、目標値は80%としておりましたが、これが50.3%にとどまりました。熊本地震への対応が優先されたことや、市町村主催による一斉避難訓練が台風のため一部の市で中止となったこと、また、住民の高齢化や過疎化により、避難訓練などの活動自体を行うことが難しい地区が増えていること等が要因と考えております。

引き続き市町村に対して防災訓練の実施を促すとともに、自主防災組織の訓練促進に必要な防災士の養成やスキルアップに加え、防災士が地域住民とともに地域の危険箇所や避難経路等を確認し、住民が災害時に適切な避難行動ができるよう、防災士の更なる活動促進を図ってまいります。

次に、飛びますが154ページをお開き願います。

施策名、青少年の健全育成です。

目標指標のおおいた青少年総合相談所における自立に関する相談件数の達成度は124.6%となっております。

おおいた青少年総合相談所では、青少年自立支援センター、それから地域若者サポートステーション、そして児童アフターケアセンターおおいたの三つの相談支援機関をワンストップ化し、利便性を図ったことなどにより相談件数も年々増加しています。

また、当事者が相談の場に出てくるのが難しいひきこもりの方については、今年度から専門の相談員を増員し、成人期のひきこもりへの対応に力を入れたり、ひきこもりの長期化による親の孤立、疲弊を防ぐための親の会の立ち上げ支援などを行い、支援機関同士をつなぎ、地域支援のネットワークの強化などの取組を行っているところでございます。

佐伯食品・生活衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告いたします。

A4縦長の資料、青色の表紙でございます、県出資法人等の経営状況報告概要書でござい

ます。表紙をお開きになり、目次を御覧ください。

当部が所管いたします団体といたしましては、出資比率が25%以上等の指定団体は、No. 9の公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、次のページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、No. 6の公益財団法人大分県環境管理協会の合計2団体となっております。

このうち、食品・生活衛生課が所管いたします公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況等を御報告いたします。

9ページをお願いいたします。

項目3番の事業内容を御覧ください。この法人は生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定をされております。

主な事業としては、理容・美容・旅館業などの衛生施設の維持向上並びに経営の健全化についての相談及び指導、後継者育成支援などを行っております。

項目4番の28年度決算状況を御覧ください。左側一番上の経常収益は、1,955万5千円となっており、そのうち1,722万7千円が国及び県からの補助金でありまして、収入のうちおよそ9割を占めております。なお、左側一番下の当期正味財産増減額は、10万3千円の増額となっております。

次に、項目5番の問題点及び懸案事項及び項目6番の対策及び処理状況を御覧ください。生活衛生営業者には、個人経営者も多く高齢化が進んでおり、後継者対策が課題となっております。

これを受けまして、当センターでは後継者育成の事業として、中学生や高校生等を対象とした職業体験教室などを開催し、若年者の生活衛生関係営業に対する職業観の向上を図り、生活衛生関係営業界の活性化のための諸活動を展開しているところです。

森下循環社会推進課長 それでは次に、循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環

境管理協会の経営状況等を御報告いたします。

同じ資料の36ページをお願いいたします。

まず最初に、項目3番の事業内容を御覧ください。この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した、県内唯一の指定検査機関であります。

次に、項目4番の28年度決算状況を御覧ください。経常収益は、4億2,439万6千円となっており、当期正味財産増減額は、317万円の減額となっております。

減額の主な原因といたしましては、熊本地震の被害による庁舎の補修に伴う修繕費が増加したことによります。

次に、項目5番の問題点及び懸案事項及び項目6番の対策及び処理状況を御覧ください。

法定検査の受検率につきましては、平成27年度までは年々向上していましたが、28年度は前年度と同じく41.3%と伸び悩んでおりますことから、受検率の向上につながる取組の強化を図ってまいります。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に際しまして、国・県・市町村が行う補助に対し、協会独自の公益事業として、更に補助の上乗せを実施しているところでございます。今後も合併処理浄化槽への転換を促進する必要がありますので、引き続き、実施することとしています。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 まず、長計の評価の災害に強い人づくり、地域づくりの推進についてです。

「著しく不十分」ということですので、更に達成できるように精進をお願いしたいんですが、その中で消防団員の報酬について、大分県の自治体で消防団員に直接渡している自治体はありますか。

神志那消防保安室長 直接というのは、市町村からということですか。

土居委員 そうそう。

神志那消防保安室長 そこはちょっと把握しておりません。

土居委員 自治体によっては直接振り込むというところも出てきているようです。ところが、消防団としては、組織がなかなかそれではうまくいかないというところもあって、往生しているというのが全国的に上がっていったので、ちょっとまた調査していただければと思います。また後から教えてください。

それから、環境管理協会の経営状況ですけども、これも自治体によっては7条検査は各戸でお願いしますと、法定検査は自治体の、本来で言うならば、下水道の代わりなので行政が持ちましようというところもあるようですけれども、その辺の考えについては現状どのようなになっているのでしょうか。

森下循環社会推進課長 今おっしゃったのは11条検査のことだと思います。7条は使い始めて3か月から8か月ですから、これはもう皆さん100%受けていただけるんですが、11条はどちらかというと、感覚的に正常に動いているなど管理者が思っている場合は、受けないという方が意外といらっしゃいます。

そういう中で、今委員が言われましたように、行政が検査料等を補助してはどうかというお話だと思うんですけども、これにつきましては、市町村単位で全国的にやっている箇所もございまして、というのは、下水道を配備するより合併浄化槽を配備した方が、今の人口減少を見ると効率的ではないかということで、下水道からそちらに変えたところなんかは割とそういう事業をやっているところもございまして、ただ、これは市町村単位でそういう補助金を出しているところはございまして、県単位でやっているところはないという状況でございまして。

原田委員長 今のは、下水道から合併浄化槽に変えるケースがあるということですね。

森下循環社会推進課長 下水道地域ということで指定されていると、合併浄化槽を入れましても補助金はその方に下りないんですね。それで、下水道地域の指定から外れれば、合併浄化槽を入れた場合、補助金が下りるということで、例えば、大分市さんなんかは、過

疎地域になったところは下水道地域にしていたけれども、もうそれを取っ払って下水道地域じゃないよとすれば、合併槽を個人が申請したときに補助金が下りるといような状況になっております。

原田委員長 意味が分かりました。ほかに御質問ありますか。

守永委員 先ほど土居委員が質問したのと同じページになるんですけども、長期計画の実施状況について、66ページの目標指標の実績値に絡んでなんですけど、こういう状況だったし、実際に天候等でできなかったという状況は分かったんですけども、この実績値を把握する際に、どういう把握の仕方になっているかを教えていただきたいのですけれど、市町村に対して投げかけて、市町村から回答を得ているのか。

そのときに、例えば、目標としては通常地域で80%の実施という目標を掲げているんですけども、計画段階で80%を上回っていたかどうかというところは把握できているのかというのが分かれば教えてください。

田辺防災対策室長 お答えいたします。

2点、まず実績値の把握の仕方ですが、委員おっしゃるとおり、私どもから各市町村に照会をいたしまして、各市町村から町内会、自治会、あるいは自主防災組織にその年度、前年度のやった内容、あるいは訓練に取り組んだ内容、市町村の把握できていない部分について改めて照会していただいて、実績値を把握しているという形をとっております。

それから、目標指標に関しては、県と市町村でこういった防災活動、防災をやっていく上での推進委員会というのを作っております。このプランの目標値に対しての実現に向けた取組というのを一緒にずっとやっていておりますので、市町村に対しては、この目標値が80%ということで取組を進めてほしいということも具体的に申し上げております。

ただ、それぞれの市町村が各自治会においてそういった目標値をお伝えしてやるということまでやっていたかどうかということは定

かではありません。

そういうこともありまして、私どもでは本年度から直接市町村の方に出向いて、市町村の防災担当課長、あるいは職員の方々と一緒に議論しながら、具体的にこういった幾つかある自治会の中で実施してもらいたい、あるいは実施できない団体はどういうところなのか。それを解決するためには、例えば、二つの団体で一緒にやるとか、具体的な方法はないのかということ議論しながら、訓練や研修の実施率を地道な取組ではありますけど上げていくということを今進めております。

守永委員 市町村から返ってくる段階で、例えば100の自主防災組織があつて、そのうち計画したのが81組織で、実際にできたのが50組織なかったという把握の仕方をすれば、計画段階では目標値を上回る段階だったんだなというのが把握できるし、計画の段階でそこまで達していない状況があれば、具体的にどうして計画できなかったのかという議論ができると思います。そういった、市町村に入り込んでというお答えの中で、そういう感覚で見えていられるのかなと思うんですけども、そういったまず初期の自主防災組織の、やろうねという部分から把握していければ、なお状況が把握できるのかなと思いますので、是非多くの組織で取り組んでいただけるように取組をお願いしたいと思います。要望です。

原田委員長 ほかに御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑もないので、次にまいります。

③と④の報告をお願いします。

梶原うつくし作戦推進課長 平成28年度における第3次大分県環境基本計画の実施状況について御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。

本計画は、前の計画の大分県新環境基本計画の検証結果や環境を取り巻く情勢の変化等を踏まえまして、平成28年3月に議会の議決を頂きまして、昨年度からスタートしまし

た新たな大分県環境基本計画でございます。この3ページの資料がこの計画の概要でございます。計画の進行管理につきましては、このページの下にございますが、環境指標を50項目設定いたしまして、毎年確認することとなっております。

4ページをお開きください。

今回は進捗状況に加え、項目の見直しと、目標値の変更がございます。初めに、1計画における指標項目及び目標値の変更について、説明をいたします。

指標項目の変更は1項目、項目6番の間伐面積を低コスト再造林面積とするものでございます。低コスト再造林と申しますのは、従来ポットの苗を使っておりましたものを、活着性の高いコンテナ型の苗に変更したり、あるいは疎植造林と申しまして、従来は林地1ヘクタール当たり3千本程度苗を植えていたものを、1ヘクタール当たり1,500本程度に密度を少し粗くしまして、植栽経費や育林コストを低減するという造林方法でございます。

平成28年5月に、国の新たな森林・林業基本計画が閣議決定されたことを受けまして、本県では、間伐から主伐へウエートを上げ、主伐後の再造林対策を強化することとなりました。そのため、森林保全、森林吸収源対策の進行管理に当たっても、再造林面積の方が状況をより把握できるということで、項目を見直しました。

5ページをお開きください。

目標値の変更は2項目ございまして、項目34番の二酸化炭素排出量と項目38番のエコエネルギー活用率です。この二つの指標は、資源エネルギー庁が公表しております都道府県別エネルギー消費統計調査の数値を基に算出しております。平成28年12月に、この調査の推計方法が変更されたため指標の数値を算定し直したものでございます。

今回変更となった3項目については、間伐面積は、計画の進行を管理する上で国の基本計画の見直しを受け、より状況を把握できる

項目に変更したものであり、二酸化炭素排出量とエコエネルギー活用率は、国の算定方法の変更によるものでございます。いずれも軽微な変更に該当いたしますので、議決は不要であることを御報告させていただきます。

次に、6ページを御覧ください。2基本目標ごとの取組の概要でございますが、このページから次の7ページにかけて豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造など五つの基本目標ごとの取組を記載しております。本日は、説明は省略させていただきます。

次に8ページを御覧ください。

3計画に定めた環境指標の評価結果についてでございます。評価は、「達成」、「概ね達成」、「未達」の3区分としまして、その説明を表の下に記載しております。平成28年度の目標値を達成している場合を「達成」、90%以上達成している場合は「概ね達成」、目標値の90%未満である場合は「未達」としてしております。

表の一番上の合計欄で、「達成」が36項目で全体の72%、「概ね達成」は11項目で同じく22%、「未達」は3項目で同じく6%となっております。「達成」と「概ね達成」、つまり達成率90%以上となった項目につきましては、47項目で全体の94%となっております。

環境指標の達成状況や記載しております取組状況を踏まえまして、28年度は目標をおおむね達成し、着実に第3次環境基本計画を推進することができたものと考えております。

次に、9ページから環境指標一覧ということで、資料を付けさせていただきます。指標ごとの具体的な評価を示しておりますが、先ほど説明いたしました基本目標Ⅰの6、このページの6番でございますが、それから13ページの基本目標Ⅲの34番、38番につきましては、上段に変更後の項目と数値を、下段に変更前を記載しております。

それでは、目標達成率90%未満の未達の3項目とその理由について説明をいたします。9ページをお願いいたします。

2番の景観行政団体でございますが、未達の各市町におきまして、内部の調整に時間を要してはいますが、各市町とも前向きに捉えておりますことから、今後も県の担当部局から継続的に働きかけをしてまいります。

次に、12ページの26番、海岸清掃参加者数でございますが、昨年度は天候不良等によりまして中止となった活動があったため、参加者数が減少したということでございます。

それから14ページの45番、グリーンツーリズム宿泊延べ人数でございますが、昨年度は熊本地震の影響で、学生の安全確保が重要視されております教育旅行におきまして、大幅な減少となったことによるものでございます。

第3次環境基本計画につきましては、今後とも計画に基づいて各種環境施策を着実に推進してまいります。

中西環境保全課長 平成28年度の大分県における大気環境、水環境等の調査結果について、御報告いたします。

資料の16ページをお開きください。

調査結果には、中核市である大分市の状況も含んでおります。

本県の環境は、おおむね良好な状態で推移していますので、基準等が未達成、若しくは達成率が低いものを主に御説明いたします。

まず、1大気環境についてです。次の17ページの表1-1を御覧ください。

有効測定局での監視結果は、表の上から4番目の光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、全国的にも達成率は極めて低い状況にあります。

また、表の一番下のPM2.5については、16局中2局で環境基準を達成できませんでした。なお、環境基準を達成できない要因の一つとして、大陸からの越境汚染による影響が大きいと考えております。

次に18ページを御覧ください。有害大気汚染物質調査結果についてです。

表2-1環境基準項目については全ての項目で達成しました。

次に、19ページの表2-2の努力目標でございます指針項目については、上から4番目の1,2-ジクロロエタンのみ、杵築市の1地点において指針値を超過しました。これは測定地点の近くの工場で溶媒として使用されている当該物質が原因と考えられるため、事業者に対して、使用量の削減や排出ガス処理装置の導入等を指導しているところです。

次の20ページを御覧ください。2水環境についてです。

表3の公共用水域の健康項目については、合計111地点で調査した結果、朝見川、町田川の2河川で、砒素が環境基準を超過しました。

これは、上流域の温泉に起因する自然由来のものであると考えています。なお、利水上特に問題ありませんが、引き続き監視を続けたいと思っております。

次の21ページの表4の生活環境項目については、合計64水域で調査した結果、達成しなかった水域は、表の欄外に記載してありますが、海域では豊前地先海域と響灘及び周防灘の2水域でございます。

次に23ページの表5を御覧ください。

地下水についてです。表の左から3列目の概況調査、4列目の汚染井戸周辺調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。表の右から2列目の継続調査では、砒素等9項目が合計19本の井戸で環境基準を超過しました。環境基準を超過したこれらの井戸については、使用者に速やかに情報を提供し飲用しないよう指導するとともに、安全な水道水等への切替えの指導を行っております。

次の24ページを御覧ください。

3ダイオキシン類についてです。表6-1のとおり合計81地点で全て環境基準を達成しました。

次の25ページの表7を御覧ください。

(2)の特定施設設置者による測定結果についてですが、排出ガス、焼却灰については、全てが基準値内でした。ばいじんについては、2施設が基準を超過していました。いずれも

廃棄処分の際にセメント固化等を行って、最終処分場で適正に処分されていることを確認しております。

次の26ページを御覧ください。

4 自動車騒音の調査結果についてです。表8の一番下、合計欄の右から4番目にありますとおり、94.5%の住宅で昼夜ともに環境基準を達成しております。

次の27ページを御覧ください。

5 環境放射能水準調査の結果です。表9のとおり、県内5局で空間放射線量率を測定していますが、特に異常はありませんでした。また、次の28ページですが、表10のとおり、土壌から人工放射性物質が検出されていますが、これまで行った調査結果の範囲内であり、特に異常ではございません。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いいたします。

土居委員 まず、環境基本計画の指標項目及び目標設置についてなんですが、ジオガイドなんかはですね、ガイドの件数が目標値設定されておりますが、今年度認定されましたエコパークですね、どこかで頑張りを図る指標があつていいんじゃないかなと、目標項目の新設とか、こういう方向になってもらいたいと思うんですけれども、その辺についてお伺いします。

梶原うつくし作戦推進課長 御意見ありがとうございます。この計画は、この最初の概要の資料でございますように、計画期間が平成28年度から平成36年度までの9年間ということになっております。現在の予定では、中間年の2020年、平成30年に中間見直しをさせていただく予定にしておりますので、それまでのそうした状況の変化も踏まえまして、議会常任委員会だとか県民会議の皆さんの御意見を踏まえながら、指標についても改めて検討させていただきたいと思っております。

土居委員 よろしくお願ひします。

末宗委員 同じ環境基本計画だけど、中身はともかくとして、トランプさんがパリ協定を脱退、世界がそう言うて、日本の国もこうや

っているんだけど、その影響というのは大きいかな、小さいかな、そこら辺りの見解、どんなふうな方向に世界が向かいよるのじゃろうかねと思って、ちょっとお聞きしたいんじゃないけど。

梶原うつくし作戦推進課長 確かに、トランプ大統領はパリ協定からの離脱を表明したところでございますが、アメリカ合衆国で全部で51州あるというのは御存じと思いますが、その州の大部分で、州知事がその方針にまず反対しているということと、それから、先般、今週日曜日の日経新聞だったと思いますが、どうやらアメリカが離脱をしないという方向で今動いているということです。ただし、今表明している目標値はちょっと切り下げるといような今報道もされておりますので、注視をしていかなければならないと思っておりますが、ただ、そうしたことに一喜一憂することなく、私どもとしては、やはり県としてできる温暖化対策はしっかり進めさせていただきたいと考えております。

末宗委員 一喜一憂というのはいいけど、トランプさんの影響は思ったほどは出ないという見込みでやっていっていいのかな、大体考え方は。

梶原うつくし作戦推進課長 数値的にどうかというところはまたなかなか評価は難しいと思うんですが、今、そうしたいろいろ報道だとか世の中の動きを見てみますと、それほど懸念するほどのことはないのかなというふうには私は感じております。

末宗委員 まあポーズだけで終わっちゃってくれればいいな。

原田委員長 ほかに。じゃ、私から1点だけ。環境指標の一覧ですけど、9ページに景観行政団体とありますけど、この団体というのは多分基礎自治体のことだと思うんですけど、これいわゆる景観条例があるかないかで決まってくるんでしょうか。

梶原うつくし作戦推進課長 これは景観法が施行されまして、まず最初に大分県自体が条例を制定して景観行政団体になりまして、そ

の段階では県下全体に網羅できているんですが、もともと景観法の趣旨があり、一番身近な市町村に条例を作っていたいただいて景観計画を作って景観行政団体になっていただこうということで、この目標設定させていただいております。この表にありますように、現在、目標18のうち大分県を含めて15団体になっておりますので、先ほど申しましたように、引き続き担当部局から粘り強く働きかけをしていくということで聞いております。

原田委員長 できていないところの市町村というのは教えていただけますか。

梶原うつくし作戦推進課長 津久見市、日出町、九重町、玖珠町の4市町でございます。

原田委員長 はい、分かりました。

皆さん方ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑もないので、次にまいります。

⑤から⑦までの報告をお願いします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について説明をいたします。29ページをお開きください。

まず、第4次おおいた男女共同参画プランの概要ですが、このプランは、平成28年度から平成32年度までを計画期間とするものでございます。

資料の左上を御覧ください。計画の性格・位置付けについてでございます。男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画、また大分県男女共同参画推進条例に基づく計画、また大分県長期総合計画の部門計画という性格も有しております。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律——女性活躍推進法の都道府県推進計画としても位置付けられるものでございます。

その横、資料の右上に記載していますが、この計画が目指す男女共同参画社会の姿としましては、一つ目に固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県、二つ目に男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮ら

せる大分県、三つ目に男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県とし、中央の男女共同参画社会の実現を総合目標としまして、男女共同参画に向けた意識改革、男女が安心できる生活の確保、女性の活躍推進、この三つを基本目標と定めまして、それぞれに重点目標を設けて取組を進めているところでございます。

30ページを御覧ください。

当プランの実施状況につきましては、指標の進捗状況で説明をさせていただきます。第4次プランでは、25の指標を設けておりますが、ここには計画策定以降に実績値のある16指標について、計画最終年度であります平成32年度の目標値に対する実績値をお示ししております。既に達成度が90%以上のものが7指標あります。一方で、平成32年度の目標値に対して達成度が50%以下となったものは、10番の次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数、12番の新たに認定する女性農業経営士数、16番の男女共同参画・女性等を名称に冠した担当課・室等を設置している市町村の割合、この3指標となっております。

なお、この表の中ほど7番の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合、それから8番の30～39歳女性の就業率につきましては、二段書きとしております。その指標につきましては、7番については総務省の国勢調査、8番につきましては就業構造基本調査に基づき、基準値・目標値を設定しておりますが、下の段には昨年度県独自で調査しました、女性の活躍に関する意識調査を基とした数値を記載しております。この調査につきましては、今年度も実施しており女性の活躍の状況の参考としていきたいと考えております。

今後とも平成32年度の目標達成に向けて、第4次おおいた男女共同参画プランに基づき、更なる取組を進めてまいります。

続きまして、大分県犯罪被害者等支援条例（仮称）でございますが、その素案について

御報告をいたします。

さきの第2回定例会で御説明しました条例案の骨子をもとに、犯罪被害者等支援条例に係る有識者会議での意見も踏まえまして、この度条例素案を策定したところでございます。

32ページをお開きください。

第1章総則では、目的、定義、基本理念、責務等、連携体制などを規定します。

特に、上から2番目の枠にあります定義におきまして、二次的被害を規定するとともに、一番下左側の責務等にありますとおり、県民及び事業者の責務として二次的被害が生じないよう十分な配慮を行う旨を規定することとしております。

また、同じ責務等の中にあります市町村の役割等ですが、地域の実情に応じた支援施策を策定・実施することなど、市町村の役割を条例上明示するとともに、県が市町村に対し、情報の提供や助言その他の協力を行う旨を規定することといたします。

次の33ページをお開きください。

第2章の基本的施策でございます。

ここでは、相談及び情報の提供等や経済的負担の軽減など10の項目の施策を講じることを明示しております。

特に、⑦の雇用の安定等及び⑧の県民の理解の増進につきましては、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民や事業者の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報・啓発活動や教育活動等を実施する旨を規定しております。

また、⑨の人材の育成等におきましては、各種支援の充実を図るための人材の育成に加えまして、支援を行うに際して犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、職員に対する研修を実施する旨を規定しております。

最後に、制定までのスケジュールでございますが、本委員会での報告後、パブリックコメントを実施いたしまして、本年第4回定例会にて条例案を上程の上、御審議いただく予定としております。

山崎自然保護推進室長 続きまして、大分県におけるヒアリへの対応について御説明いたします。資料の34ページをお開きください。

7月に強い毒を持つヒアリが大分県内で発見されましたので、その対応につきまして報告いたします。

まず経緯ですが、7月20日に中津市の事業者がコンテナ内にヒアリらしきアリの発見いたしました。その事業者はすぐに殺処分し、九州地方環境事務所に連絡して、またサンプルを送っております。24日にサンプルがヒアリであると確認され、本県と事業者が連絡がありました。翌25日には、事業者がコンテナ内を燻蒸処理し、コンテナ内のヒア리를駆除いたしました。

本県の対応ですが、水際対策・モニタリングのために中津市と協力し、発見場所周辺への捕獲トラップ及び殺虫成分入りの餌であるベイト剤の設置、目視による調査、周辺の事業者に対する聞き取り調査を実施しました。

コンテナを扱う大在港には、捕獲トラップ及びベイト剤の設置を行いました。トラップは現在も継続設置し、定期的に確認しております。

また、市町村のほか各教育機関などに注意喚起の通知を発送したほか、市町村担当者会議を開催しまして、中津市での事例、見分け方についての情報共有を図りました。

最後に国の対応ですが、環境省と国土交通省とが協力して、8月以降、中国、台湾等の定期航路を有する68港湾——これには大分港も含まれます、68港湾における目視、及びトラップによる調査やベイト剤の配備を行うとともに、全国のヒアリが確認された地点——これは中津市を含みます、こういった地点での周辺2キロメートルの調査を実施しております。また、環境省は9月8日にはヒアリ相談ダイヤルということで、そういったものも開設しております。

今後も、国・市町村と連携し、水際でのヒアリの早期発見と拡大を防いでいきたいと考えております。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 31ページの男女共同参画プランで、18番と24番で、社会全体と職場において男女の地位が平等と感じる人の割合で、目標値が30%となってるんだけどね、この30%という、何というか、ちょうど数字の出し方はどんなふうを決めたんだろうかなと思って、ちょっと感慨深いものがある。

後藤県民生活・男女共同参画課長 この30%、本当は100%を目指すところかと思えますけれども、これまでのこの目標につきましては、第1次プランからありまして、これまでのプランにおいて、徐々にこの数値というのは上がってきているものであります。

その上昇の率等を考慮しまして、32年度においては30%という数字にせざるを得ないかなという、そういう状況でございます。

末宗委員 今現在そういうところか。はい、分かりました。

守永委員 犯罪被害者等支援条例の関係なんですけれども、この中で、二次的被害の抑制ということに結構アンダーラインも引いて新たに加えたのかなという感じなんですけれども、特にマスコミ等の対応も含めて、この二次的被害の防止における啓発とか教育活動に力点が置かれているんですが、いわゆる規制的なものまでは考えていないのか。普通一般の方々に向けては、そういった教育・啓発活動で押さえていこうというスタンスでいいと思うんですけれども、ある意味マスコミ等でも様々な報道の在り方等も含めた被害を啓発活動なり教育活動で押さえ込めるものなのか、何らかの規制を盛り込む中で注意を喚起するべきなのか、その辺はちょっと悩ましいところがあると思うんですが、その辺何か議論した経緯があれば教えていただきたいと思えます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 県の条例において、報道機関への規制ということですね、報道の規制ということを条例に盛り込むというのは非常に難しいと考えております。

この素案におきましては、二次的被害の定義の中で、報道機関による過度の取材等によるという例示をあえてここでしまして、この条例が報道機関に対して伝えたいこと、考え方というものを明らかにするということで、やっぱり表現の自由等の関係もありますので、素案においてはこういった規定にとどめていくところでございます。

衛藤副委員長 関連して。

過度の取材って具体的にどういうことを想定されているんですか。

後藤県民生活・男女共同参画課長 それは遺族の方であるとか、被害者の方々からいろいろなお声を聞いております。例えば、お通夜であるとか、葬儀の場に報道機関の方が押しかけてきて、遺影を撮影するとか、あるいは遺族の方々に全く犯罪とは関係のないような人間関係であるとか、過去のいろいろな事情などの取材をするとか、本当に様々な、そういう非常に遺族や被害者の心を痛める取材がされていると聞いております。

衛藤副委員長 先日の日田の豪雨災害のときの議論ともつながると思うんですけど、今日は合同新聞さんとか地元メディアの方も来られて、地元メディアの方は非常に紳士的だと思うんですけど、私が強く感じていて、やっぱり問題になるのは、週刊誌であったり在京のメディアのマナーが非常に悪いと。ここでこういう形で書くだけで実効性があるのかな、そういう方々って。もともとマナーの悪い人たちに配慮を求めたって、するわけないと思います。しますかね、現実問題として。

柴田生活環境部長 私どもも、実はこの二次的被害に報道機関の取材ということを盛り込む段階で、ここも非常に考えたところです。そして、ここに報道機関の過度の取材の定義はしておりませんが、過度の取材で受けるそういう苦痛があるんだと、要するに、御本人が過度な取材だと思ったらこれは過度の取材ということになるんですけれども、そういうことで一つ盛り込みました。それが抑止力になるかどうかというのは、社会的には

一つは関心と呼ぶ、私どもこれを広報もしていきます。被害者にとって何が苦痛なのかというときに、犯罪そのものの被害はもちろんのこと、二次的被害というのは非常に、そこが大きいので、県民の皆さん、事業者の皆さんに御理解を頂くという形になっています。これで規制ができるかという、そのもので規制ということは確かに難しいかと思っております。そういう意味ではですね。

今、私どもとして、この形で盛り込むとともに、社会に知らしめるということをしたいと思っております。報道機関の方については、それぞれ新聞業界さん、いろいろ自主的なメディアの取材の取組をしておりますので、そういうことにも期待したいと思っております。何を過度というのは、本当にそこは感じ方であると思っております。一方で、例えば、こういう問題で被害者が苦しんでいるというようなことを今般も報道機関の方が取材していただいている。そういう側面もござりますので、じゃ、規制として何ができるかという、報道の一つ一つを私どもが規制というのはちょっと難しいのかなと。ただ、社会的にそこら辺は望ましくないですよということで、報道機関の方々の自主的な取組に大いに期待したいと思っております。そして、私どもができるのは、県内でそういう様々な声を上げていくということと、皆さんにそういう関心を持っていただくことということだと考えております。

衛藤副委員長 率直に言って、やっぱり実効性に非常に欠けると思っています。宣伝効果はあると、言いますけれども、今までのやられている行為というのを見ていると、そういうところとはほど遠いところにいらっしゃる方々です。

例えば、先般の議論でもそうだったんですけれども、避難所とかそういったところに立ち入りを禁止するとか、それに対する罰則を設けるとか、例えば、不法侵入の扱いにするとか、そういったところは警察とかも含めて、そういった将来協議していかないといけないと思っております。それはきちんと被害者の方々の

声をもっとしっかり聞いて、どこまで規制を求めるのかというのをきちんとやっていかないと、加害者に対するものじゃないですから、被害者の周辺に対するものですから、そこに対する配慮というのはもっと強く行っていかなくては、守るということをもっと強く行っていかないといけないと思います。意見として言わせていただきます。

原田委員長 私も重ねてなんですけど、やっぱりそれ以上に難しいのは、またネットの世界かなと思っているんです。マスコミ関係の方はある意味人物が特定できますけど、ネット関係はなかなかそこまで追及するのはすぐにはできない中で、どんどん拡散していく状況が生まれているなと思っていますから、そのことも含めて対策というか、これからどういうふうな、起きたときのマスコミ、ネット上の情報削除も含めて、やっぱりもっと考えていかないといけない部分出てくるかなとも思っていますので、まずそのことも是非また御検討いただければと思います。これは要請です。

ほかに皆さん方御意見ありますか。

土居委員 犯罪被害者等支援条例についてですけれども、32ページの責務等の一番下ですね。この間の議会での井上議員の一般質問を聞いていまして、県は市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言、その他の協力を行うというところで、県に市町村をしっかりと支援してよと井上議員言っておったんですが、その他の協力というのはどういう協力を想定しているのかについて伺います。

後藤県民生活・男女共同参画課長 これからこの条例の施行と併せまして、様々な具体的な取組を検討していくこととなります。その中で、具体的にどういったことができるのかといったことを市町村が求めているのか、市町村とも今いろんなワーキンググループで協議などもしているところですので、しっかりと市町村の意見を聞きながら、具体的な施策というものを今後考えていきたいと思っております。

土居委員 はい、分かりました。よろしくお願ひします。

原田委員長 これを出発にというところですね。ほかに。

衛藤副委員長 ヒアリのところで、トラップを定期的に確認をされているというお話だった。確認頻度ってどれぐらいでしょうか。

山崎自然保護推進室長 トラップは、仕掛けまして約1週間後に確認ということでやっております。

衛藤副委員長 その後も定期的に確認ということですね。

山崎自然保護推進室長 そうですね、1週間単位でされております。

衛藤副委員長 分かりました。ありがとうございます。

原田委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、ほかに御質疑もないので、次にまいります。

⑧の報告をお願いします。

牧防災危機管理課長 日出生台演習場の使用等に関する協定の更新について御説明申し上げます。A3の別紙を御覧ください。

平成29年9月17日に日出生台演習場の使用等に関する協定を更新いたしましたので、御報告いたします。

この協定は、本県と関係する由布市、九重町、玖珠町の1市2町と陸上自衛隊西部方面総監との間で締結しているものでありまして、今回5年間の有効期間の満了に伴い、更新したものでございます。協定の更新に当たりましては、県、関係1市2町及び陸上自衛隊の担当者が集まりまして、協定に見直すところがないか検討いたしました。その必要はないとの結論に至り、現行のまま更新することといたしました。

なお、更新に当たり陸上自衛隊に対し、地元の思いである5項目を要望したところです。前回5年前の平成24年には、実弾射撃訓練等の時間と有害鳥獣対策の2項目でございましたが、今回は新たに3項目追加いたしました。

た。

まず、新規項目であります2番、擬爆筒等の使用についてでございます。擬爆筒や空砲の音は、実弾射撃と錯覚しかねないため、今回、初めて音量や使用状況を調査していただき、今後の検討材料にするものでございます。

次に、3番の航空機の運用については、まず、(1)地元住民に配慮した航空機運用の実施。(2)では、演習場へオスプレイが来ることを前提にしているわけではありませんが、自衛隊が配備するオスプレイ等の運用計画がある場合は、事前に県民に対して十分な説明をするとの回答がございました。

次に、一番上でございますが、実弾射撃訓練等の時間について、これまでどおり日曜・祝日の開始時間を8時からに、冬期の終了時間を20時までに、引き続き自粛するとの回答がございました。

なお、米軍への対応については、九州防衛局の所掌事項でございますので、自衛隊として九州防衛局に協力して、地元の理解を得ることの重要性等を説明するとの回答がありました。その他、野焼きや有害鳥獣対策についても配慮するとの回答があったところでございます。

県としては、今後も日出生台演習場での訓練につきましては、関係1市2町と連携し、また、陸上自衛隊とも調整しながら、県民の安全・安心の確保の観点から取り組んでいきたいと考えているところでございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 僕は日出生台演習場ということじゃないけど、大分県にたまたまこれがあるからね。北朝鮮の問題、この日出生台演習場で北朝鮮がどんなふうになるか分からないんだけど、その場合に、県が日出生台演習場も含めてどういう今状況を想定しているのか。何となく、おとといからランプさんから安倍首相の言葉からいくと、最後突っ込んでいくんやろうかという予感がするもんだからちょっとお聞きするんだけど、その場合、日出生

台演習場をどんなふうに使おうと勝手なかな、どうかな、まず。北朝鮮問題に対して。**牧防災危機管理課長** 日出生台演習場につきましては、陸上自衛隊の訓練場所ということになっておりますので、訓練の目的で使われます。その訓練の目的につきましては、北朝鮮だけではなく、最近の世界情勢等を勘案しまして、様々なシチュエーションを見て訓練されるものと思っております。北朝鮮に対しての訓練ということではなくて、全般的な通常の訓練ということでございます。それで使っております。

末宗委員 訓練場なんだけど、実戦に使ってもいいのかな、どうなのかな。

原田委員長 すみません、ちょっと待ってください。実戦というのはどういう意味。

末宗委員 いやいや、日出生台のそういう実戦に使うように……。

原田委員長 訓練ということですか。

末宗委員 いや、訓練じゃなくて、実戦に配備するような変更でも何でもできるんかどうかという。

原田委員長 いわゆる基地にするかどうかという意味ですか。

末宗委員 うん、ほとんどそういう意味。もう非常事態じゃから。

牧防災危機管理課長 実戦というのは、今現在考えてはいないというふうに思っております。

ただ、防衛ということで、例えば、先日、北朝鮮からの弾道ミサイル、これをグアム島沖に発射するといったときに、島根、広島を通るといのがございました。そのときに、その関係県の駐屯地がそれぞれあります。その駐屯地にPAC3という迎撃ミサイル、これを配置したという事実がございますので、もし仮にでございますが、北朝鮮からの弾道ミサイルが大分県の上空を通るとかいう場合が想定されるのであれば、例えばでございますが、日出生台演習場、または陸上自衛隊の駐屯地がそれぞれ県内にもあります。そちらの方にPAC3を配備とかいうことをするの

は考えられると思います。

末宗委員 最後1点だけ。そういう制約というのは協定の中にあるわけ、ないわけ。

牧防災危機管理課長 日出生台演習場は、使用目的といたしまして、陸上自衛隊の訓練に使用するというようになっておりますので、訓練については制限がございません。

末宗委員 いやいや、聞いているのは非常時の場合よ。非常時の場合はやむを得ず使うということはあるじゃない。僕はそれに対して文句言う者はおらんと思うよ、大分県民で。

原田委員長 ちょっと待ってください。質問の意味が明確に分からないんですけど、非常時というのはどういったことを指しているんですか。

末宗委員 いや、戦争が起こったときとかよ、非常時じゃから。

原田委員長 有事の際という意味ですか。

末宗委員 有事の際、もうあらゆることを全部していかないと、国民の生命も財産も何もかんもなくなるんだから。

神防災局長 有事の際に、この国防に関することですから、国がどう考えるかということになりますので、なかなか大分県として、例えば、制約があるのでそれはとかいうことは当然言えませんし、我々として言及はできないですね、どうなるかとかですね、そこをどう使うのかというのは、ちょっと申し訳ないですけど、県の立場としては正直分かりません。（「そら言わんがいい」という者あり）

原田委員長 ほかに質問はございますか。

守永委員 今回のこの協定に関しては、通常どおりの陸上自衛隊との使用に当たっての協定ということで、米軍の使用する場合については真摯にこの協定の意義だとか、そういったものを相手方に説明するんだ、伝えるんだという説明だったと思うんですけど、防衛省からこの協定の意義をどういう形で米軍なりに伝えられているのかという状況をどう把握されているのかということと、もっと積極的に米軍が陸上自衛隊との協定の内容を遵守できるような方向付けというのをまた伝える

のかなと思うんですが、その辺の情勢としてはどういう状況でしょうか。

牧防災危機管理課長 今現在、日出生台演習場につきましては、米軍の実弾射撃訓練というものが行われております。米軍の実弾射撃訓練につきましては、県と関係3市町と九州防衛局との間で別の協定を結んでおります。その協定につきましては、今年の10月末に更新日を迎えますので、現在、九州防衛局と今協議中でございます。

今までの協定で申しますと、日出生台演習場の使用に係る県、3市町からの要望に対する回答をもらっております。その回答を尊重するというので、米軍との使用協定に関しましては、県と3市町、それと九州防衛局で交わされている覚書の中で尊重するということがございますので、そちらの方でしっかり言っていきたいと思っております。

守永委員 是非、住民の皆さんの安心のためにも積極的に取組をお願いしたいと思えます。要望です。

原田委員長 ほかにありますでしょうか。

じゃ、私から、今の守永委員の質問とも関わるんですけど、オスプレイの回答について、自衛隊に配備されたオスプレイ等と書いていますけれども、これはいわゆる米軍のオスプレイについては、先ほど牧課長が言われました覚書に関わるところでの要請ということになるということでしょうか。

牧防災危機管理課長 10月末日に更新時期を迎えております米軍の実弾射撃訓練の協定でございますけれども、この協定につきましてはSACO合意に基づいて行われている協定でございます。SACO合意、また、この協定については使用する機材とか人員とか決められております。人員、また砲門数、それと車両というのが含まれています。ですので、航空機は入っておりませんので、事実上、米軍実弾射撃にはオスプレイが訓練に参加するということはございません。ですので、もし仮に米軍が実弾射撃訓練以外に、日米共同訓練とか、そういったところでオスプレイを

使うとかいうことになれば、別の要望なりしていくのかなということに、九州防衛局と結んでいかないといけないのかなというふうに考えております。

原田委員長 今の答弁で言えば、今の現段階の協定の中では、米軍のオスプレイ使用はできないことになっているというふうに考えてよろしいですか。

牧防災危機管理課長 先ほど申しましたとおり、米軍実弾射撃訓練においてはできないということになっております。

原田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これももちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

時間が少し残りましたので、県外視察の件を協議したいと思っておりますので、委員の方はお残りください。

〔生活環境部退室〕

原田委員長 県外調査の協議を行います。

前回の9月8日の委員会で、日程を決定いたしました県外所管事務調査行程について、事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

原田委員長 ただ今の説明の中で、御質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 それではこの案で決定いたします。今後の細部の変更については、私が判断させていただきますので、御一任願います。

ここで、休憩とします。

再開は、午後1時といたします。

11時54分休憩

12時59分再開

原田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、病院局関係の審査を行います。

なお、本日は、荒金委員が欠席しております。

まず、付託案件の審査を行います。

第81号議案平成29年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 病院局の事業につきましては、原田委員長を始め委員の皆様方には、日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日、審議いただく平成29年度大分県病院事業会計補正予算にも関連しますが、現在、県立病院では精神医療センターの32年度中の開設に向けて準備を進めており、今年度中の実施設計終了に向け関係機関で協議しております。県民からの期待に応えるべく、充実した精神医療の提供に向け取り組んでまいります。

また、大規模改修工事につきましては、後ほど御報告させていただきますが、患者さんの支障を極力小さくし、円滑な対応を図っていく所存でありますので、引き続き御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、説明につきましては次長から行います。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 第81号議案平成29年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は19ページになりますが、本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

（1）の9月補正要求の概要についてでございますが、上の表、太枠にあります資本的支出の建設改良費を1億1,753万4千円増額するものでございます。

今回補正を行う事業は、下の表にあります県立病院精神医療センター整備事業費で、精

神科の急性期患者に対し、夜間・休日を中心に受け入れて短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供するため、県立病院に精神医療センター（仮称）を整備するものでございます。

補正の内容ですが、次のページを御覧ください。

県内所管事務調査で御説明しましたが、現敷地のみでは十分な面積が確保できない状況であるため、線で囲んだ隣接する民有地を取得する予定であります。

3ページを御覧ください。

下の赤枠で囲んでいる箇所ですが、病院本館南側に隣接するこの民有地2筆の用地取得や土地造成工事を実施するものでございます。

今後のスケジュール案については、（3）にありますとおり平成32年度中の開設に向け、着実に取組を進めてまいります。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 この前説明会で言うたんだけど、この写真で、その隣の土地、一体的な土地なんだけど、これ今後、今予算計上していないけど、買う必要に迫られることはもう将来ないのかな。どうかな。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 今回取得するのは、先ほど図面でもお示したように、精神医療センターの一部が足りないということで取得させていただく予定でございます。県病全体の土地で考えますと、3ページの写真を見ていただいて、本館の建物の上の方に車の絵が、写真が写っていると思いますが、そちらも県病院が今活用している土地でございます。

今後、例えば、建て替えを考えたときには、そちらを活用するというような考え方も出てこようかと思えます。南側の委員がお示された土地については、建物と隣接している関係と位置の関係で、今、私どもの計画の中では、そこを活用するような計画はございません。

末宗委員 そういうことは、今回は用地交渉

も何もしなかったということじゃから、この地形を見て、何かあった方が便利がいいんじゃないかねかなという気はするんよ。そういうことは、まず議論をしたのかせんのかだけ教えて。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 委員言われるように、一体となった土地、横に並んでいますので、最初はここの隣接する全部を取得するか、必要な部分だけでやるかということと、先ほど申しました全体の県病の土地の広さから考えまして、今回は赤で囲んでいる部分を取得させていただくというふうに判断いたしました。

末宗委員 そういうことは、今回この土地だけで話をしたということなんだけど、将来本当に計画的に、駐車場というのは反対側よね、こっち側の土地じゃないし、僕が経営者で病院局の局長さんだったら、こっち側で要ということもすごく考えるんだけどね、そこらあたりは。

やっぱり経営というのは、これ今なら話は差し迫っていなくてできるから、用地交渉自体も幾らか有利にできるんよ。いざ差し迫っていると交渉する場合は、大体土地というのは3倍ぐらい取られるんよ。そういうことも考慮しながらそういう結論を出したということでもいいんかな。

田代病院局長 末宗委員から非常に貴重な御意見をいただきまして、実際そういうところも病院局の中では議論をいたしました。ただ、貴重な県の財源を使わせていただきますので、余裕を持ってという言葉で言うと申し訳ないですけど、必要最小限ですよ、今度の精神医療センターを造って、将来的に県病はどういう格好で運営をしていくか、議論した中で、多分必要なだろうということで、今回の土地取得に至りました。

将来そういうことが発生しましても、今持っている県有地で、県病の持っている土地の中で何とかやっていきたいと考えております。

原田委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 諸般の報告（1）の県立病院精神医療センターの体制と収支について御説明いたします。資料4ページをお開きください。

本会議での衛藤明和議員の一般質問にお答えしたとおり、現在、県立病院への設置に向けて準備をいたしているところでございます。センターは、資料の左側に記載しております基本構想の概要に沿って、整備が予定されております。施設規模としましては、病床数36床、延べ床面積約3千平方メートル、鉄筋コンクリート2階建、建設費は約20数億円が見込まれております。

運営体制は、同じく資料の左側に記載しておりますが、これら施設規模と運営する人員体制を考慮し、現行の診療報酬単価や本院における医師、看護師の人員費、宮崎県や千葉県など病床規模が同程度である公立病院の医療材料費等必要経費を参考に試算したところ、資料右側にありますように運営開始後、単年度での収支は約4億円の赤字が見込まれているところでございます。

24時間365日救急体制を維持しながらの収支については、他県でも非常に厳しい面があります。また、診療報酬でも運営実績に応じて加算をするものがあるなど、特に始まった数年間の収支は厳しいのが現状でございます。

そのためにも、良質な医療の提供による診療報酬加算の取得や経費の節減などできる限り堅実な運営に努めるとともに、県民や患者家族からの期待に応えるべく充実した精神医

療の提供に向け取り組んでまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 右側の表の病院事業収入の一番上、36床の当初60%運用の病床稼働率75%、これをちょっと説明してください。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 先ほど申しましたように、病床数は36床ということで、当初、運営に当たりましては、まず医師の体制、それから看護師の体制というのが全て完全なものでスタートできないというのは、どういう事業をやっても新しいことをやることに対してはいろんなこれから検討する部分というのは出てこようかと思えます。

そういう中で、一番大きな問題点は、医師の確保の問題でございます。24時間365日の体制の中で、医師、当初5名という中でこの運営については、36床をまずスタートさせるのではなくて、ある程度そこで対応できる計算をしてスタートさせるということで、当初は36床のうちの約6割をまず稼働させるということから、60%の運用ということで考えています。そのうち、常時満床にしておくわけにはいきません。救急患者、いろんなことに対応していくためにも、その稼働率というのは100%を求めるのではなくて、ある程度その、言葉として余裕というか、空床部分を確保しておかなければならないという計算のもとにこういう数字を出しております。

土居委員 大方何床なんですかね、そういうふうに計算すると。（「22床」と言う者あり）

実情はよく分かりますが、やはりこの春、県下の保健所等を視察、調査したときに、皆さんやっぱり苦勞されていたのが、輪番制で受けてくれない皆さんを何とかしてもらいたいという思いもございました。是非その辺も県病としてしっかりと受け入れる体制を築いていただきたいなと思えますので、よろしくお願いします。

それから、この見込み表なんですけれども、

これは今現在、基本構想を練る中で協議をしている救急の情報センターと言うんですか、これが入っていませんよね。私はやはり県病には一元化したトリアージするところが絶対必要だと思っています。そこで診て、期間を置いて地元の病院に返していく、もしくは在宅に戻していくという仕組みがとても大事だと思っているんですが、それを含めるとどんな感じになるのか、ちょっと概算というか、目安を教えてくださいなと思えますが。計算はしていないですか。

井上県立病院長 数字的には見込み計算していないんですけど、委員がおっしゃる情報センター、患者の振り分けの部分の機能ですね、これをできるだけ一元化というのは議論はもちろんあっていることは委員も御存じのとおりなんですけど、病院の医師だけではうまくそこが立ち上がりません。簡単に言えば、県下の精神科の先生たちの意見が一致して、そこで一元化してやってほしいというコンセンサスが固まるという前提でお受けしたいというふうに、一応内心は思っております。建物の中に、既にそういうことを想定した部屋がある程度確保しようということを考えております。今のところ以上しか言えないんですけど、すみません。

土居委員 県下の民間精神科の病院の皆さん、そのコンセンサスを得るために、やはりちょっと大分県にも旗を振ってもらって、何とか県病で実現するようによろしくお願いします。

守永委員 先ほどの土居委員への説明の中で、これが当初のスタート時点での見込みということになるわけですが、順調にというか、ある程度軌道に乗った段階で収支、どのぐらいの純利益、損益についてはどういう見込みになっていくのかということと、あと人員体制については、それぞれ医師、看護師、それぞれ何人以上という形にしていますけれども、当初のスタートラインがこの5名、24名、2名の必要数でスタートを切って、その段階でも60%運用で慣らしていったら、そのスタッフで100%中、75%の稼働率というこ

とで想定をしているのか、それとも、それに
応じて、この5名、24名というのが若干増
えていくようなことが必要になってくるのか、
その辺の見込みが分かれば教えてください。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 人員
については、まず医師5名というのは、当初
開設のときに医師がそろるのが5名というこ
とで、今大学等と協議しております。365
日夜間救急をやるということになれば、毎
晩医師が当直をしなくてはならない。それ
を考えると、1週間毎日泊まって7名の医
師が要るわけですから、5名というのは非
常に医師にとっては厳しい人数になります。

そういうことを勘案して、先ほどの土居
委員のお答えに対しては6割という運用を
最初にさせていただくと。将来に向けて7
名、8名というふうに医師の数は増やし
ていきたいと考えております。

看護師につきましては、1病棟の運営を
どうするかということになりますので、基
本形がこの24名という形になります。役
割分担とかいろいろな状況によっては看
護師も1名増加とか、そういうことは実
際の運用を見ながらまた考えていくこと
だろうと思います。

その他の職種につきましても、当初はま
ず基本的な他の病院がスタートしたとき
の人数とかを参考にしながら今想定して
いるところでございます。

また、こういった需要が多くなると、い
わゆる精神福祉士とか臨床心理士の需
要が多くなる病院になっていけば、そこ
はまた運営を見ながら考えていくこと
だろうと思っております。ですから、初
期についてはこういった形でまずはスタ
ートさせていただきたいと。

それから、将来に向けての収支計画につ
きましましては、当初の計算でしますと、
先ほど言いましたように、やはり6割運
用の75%の稼働率ということになると、
どうしても収益というのは少なくなります。

もう一つは、先ほど説明で申し上げまし
たけど、精神科の診療報酬の加算の制度
の中で

は、実際にその病院が実績を残した上で
新たな高い報酬を得られるような仕組み
になっておりますので、まずは県立病院も
スタートの時点で実績づくり、そこをや
っていったって、その実績をもとに高い
診療報酬、その制度に乗っていきける
ように頑張っていくという考え方でござ
います。

収支の数字につきましては、やはりその
下に千葉の医療センターの一般会計の繰
出金の数字を出しております。これは繰
出金の数字ですが、いわゆる繰出金を出
しているということは、その部分はほぼ
赤字ということになりますので、こうい
った中央に近いセンターであっても、や
はり先進医療というのはどうしても赤字
を考えながらやっていかざるを得ない
ということで将来も考えております。

守永委員 ありがとうございます。この赤
字の部分については、基本的には繰出金
を想定してということと考えていらっしゃる
んだと思いますけれども、是非県民の理
解が得られるような効果を得ながらと
いうことでお願いをしたいと思います。

それと、人員についてはそういう話なん
ですけども、いわゆる精神看護という部
分の職員の養成研修はもうスタートを切
っているのか、まだこれからなのか、そ
ういう様子は教えていただけますか。

玉井県立病院副院長兼看護部長 看護師
のまずは研修のことでございますけれど
も、現在はまだ検討中といったところで
ございます。ただ、精神医療センターの
設置に向けまして、大分大学の精神の研
修とか、精神の看護学会とか、そうい
ったものには今積極的に看護師を行か
せている状態でございます。将来的に
は専門とかの看護師の養成等に対応し
ていきたいなと思っております。

井上県立病院長 もう少し付け加えさ
せてください。本格的なスタートは来年
度にできないかと今検討しております。こ
の病棟の看護部門の幹部になれる方々
、コアのメンバーになれる方々に関し
て、できるだけ来年度から、他施設に
なりますけれども、そういった

ところで研修を積んでもらおうかということを考えております。

それから、採用に関しても半分は経験あり、あるいは研修ありの人たちを最低そろえたいと、スタート時点ではですね。そういったことを考えながら今計画を練っているところでもあります。

まだそこまでの段階なんですけど、まずは幹部の養成を早めにスタートするということを考えております。

原田委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

塩月総務経営課長 諸般の報告（２）の大分県長期総合計画の実施状況について御説明いたします。

資料はお手元の冊子、別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

目標達成度の評価方法等については、既に、生活環境部の方から説明していますので、省略させていただきます。

３ページをお開き下さい。

総合評価の施策別一覧表でございまして、右から二つ目の列に、各政策の所管部局を記載しております。病院局関係部分と申しましたが、見てお分かりのとおり病院局が直接所管する政策はございません。しかしながら、１８ページをお開きください。

施策の評価調書でございませけれども、この中に安心して質の高い医療サービスの充実という施策名で所管部局が福祉保健部ではありますが、２段目のところ右端に関係部局名ということで、病院局が出てまいりますので、この部分の説明をさせていただきます。

具体的には、Ⅰ主な取組の取組No. ⑤のところに県立病院のさらなる機能強化という形で、全体としては安心して質の高い医療サービスの充実という施策の中に、一つの項目として位置付けられているところがございます。という状況でございますので、他部局からの報告とは異なって、目標・指標がございませ

ん。ですが、１９ページでございます。

左上、Ⅳ指標以外からの観点の評価ということで、これの⑤のところですが、二つポイントがございまして読み上げますと、平成２６年度に策定した第３期中期事業計画に基づき、急性期病院としての基盤づくりを推進するとともに、大規模改修工事や病院総合情報システムの更新を着実に実施し、県民医療の基幹病院としての体制整備の強化を図ったこと。県立病院精神医療センター（仮称）の開設に向けて基本設計を実施したこと、この２点が２８年度の実績として記載をさせていただいていることを御説明させていただきます。

病院局の関係部分は、この１か所だけございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

財前会計管理課長 諸般の報告（３）の大規模改修工事の進捗状況について、御説明いたします。福祉保健生活環境委員会資料の５ページを御覧ください。

県立病院では、１の改修計画のとおり、設備等の老朽化により、２７年度から大規模改修工事を実施しております。

その下、２の改修スケジュールですが、増築棟及び本館サーバー室の工事を昨年完了し、現在は、本館西病棟を中心とする１期工事を進めているところであります。

右下の建物図に、工事エリアを番号で表示しておりますが、①の１０階から、⑥の８階西病棟までを完了し、現在、⑦の７階西病棟及び⑩の外壁が改修中となっております。

残るエリアにつきましても、順次施工していくスケジュールでございます。

また、２期工事で実施する本館東病棟を中心とする改修につきましては、先週１４日付けで入札公告を行ったところであります。

予定価格は、２１億４、８６９万円、所定の手続を経て、平成３０年第１回定例県議会

へ契約議案の提出を予定しております。

病院運営を行いながら、また長期間の改修であることから、引き続き工事の安全確保と円滑な施工を図ってまいります。

原田委員長 これは、2期工事で終わるんですよね。（「はい、そうです」という者あり）

以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 2期工事で、第1回定例会県議会、これは12月定例議会に出せれんの、入札日はいつ。

財前会計管理課長 入札日は10月25日です。

末宗委員 10月25日。何で12月に出せれんの。

財前会計管理課長 工事経理につきましては、施設整備課が行っております。安全を見てということでありまして。入札が不調であっても、もう一回入札ができる期間を入れておるといことですが。

末宗委員 ほんなら、順調にいったら12月議会であるの、安全を見ておるといから。

石原県立病院事務局会計管理課施設管理班参事（総括） 施設管理班から説明させていただきます。

本来、大規模改修につきましては一括で発注しておりました。それは1期と2期で分けた関係上、1期が終わらないと2期にかかれないうようなスケジュール構成になっております。そのため、1期工事については、ここに書いておられますとおり、30年の7月まで、それから2期工事については30年の4月から、若干数箇月間重なりますけれども、それから32年の9月までということ、西棟が終わらないと東棟にかかれないうようなスケジュールになっておりますので、今のところ第1回定例会県議会で施設整備課から、土木建築部から議案を提出して、それから本契約を結んで工事に着手するといような形であれば、1期、2期が間が空くことなくスムーズに工事ができるということ考えてお

ります。

末宗委員 そういう説明、多分大体分かったんよ、意味は。工期が30年の4月からだから、第1回定例会に提出するということだろうけど、だけど、通常入札が済んだら、速やかに議会には出しておった方がいいと思うよ。じゃないと、請負者も入札で落札はしたけど、議会でどうなるか分からんという中途半端なことじゃ、計画を立てにくいじゃない。そこら辺りはどういう見解かな。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 今の御説明いたしました計画スケジュールにつきましては、入札を執行する土木建築部との関係で、その予定を御説明させていただきました。今委員が御指摘したように、時期によっては早い本会議に上程するということも可能だと思いますので、全体のスケジュールを再度土木建築部と協議して、検討はさせていただきます。

末宗委員 ちょっと最後に念のために言っておくけど、何も変更することはないわけよ、議会に出す時期が違うだけで、そして契約の安定性を保つために早く議会へ通せば、もう請負業者等も決まっておって、工期は始まんけどいろんな段取りができるじゃない。当然、お互いに今のような時期じゃけん、あんまり議会締結を遅らせると、何が起こるか分からんけん、もうほかにいい工事が出たけんやめたと言いか分からんよ、業者の方もね。やっぱり落札をする以上は、やっぱりなるべく速やかにしてやった方がいい、みんなのためにいいと思うよ。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 御心配いただいたことをきちっと捉えて、入札から議会に上程するまでの期間でスケジュールが間に合うかどうかというところも含めて検討していきたいと思ひます。

原田委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

土居委員 今回の議会での一般質問で、在宅医療を進めましょうよという趣旨の質問をしまして、例えば、クリティカルパスでしたっけ、診療計画を作って、地域に戻るときに一緒に戻していこうという取組をしている自治体とかもあるんですが、こういう取組についてはどのように思われますか。

井上県立病院長 既にクリティカルパスは、院内での職種の共有ツールだけでなく、県病以外の施設に転院なさるときも同じ内容を全部するというので、一番進んでいるのは大腿骨の骨折の患者さんです。これがもう非常に進んでいまして、リハビリまで全部もう一つのツールでつながっています。だから、こういう流れが参考になって、いろんな疾患で、例えば、在宅医療になっていったときもこのツールを利用して、最初の計画どおりにそれをやっていくと、そういう流れができていくと思っています。今のところそういうイメージを持っております。

土居委員 はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

原田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

原田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、福祉保健部関係の審査を行います。

なお、本日は、荒金委員が欠席しております。

初めに、付託案件の審査を行います。

第4号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてのうち、福祉保健部関係部分及び第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係部分については、いずれも九州

北部豪雨関連の補正予算ですので、一括して執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 本日は、どうぞよろしく申し上げます。まず、お許しをいただきまして、さきの台風第18号につきまして対応状況を御報告したいと思います。

今回は、県南部でございましたが、佐伯市と津久見市に短時間大雨情報がそれぞれ3度、2度と出まして、浸水被害がメインでございましたけど、大変な被害が出ております。

そういった観点で、福祉保健部としましては、まず内閣府に対して状況を報告し、災害救助法の適用を働きかけてまいりました。一般論で言いますと、土石流とか家が流されたとか激しくいったときは、意外と早く決定できるのですが、今回の場合は浸水でございましたので、なかなか基準戸数がございまして、例えば津久見市ですと50戸の全壊という基準がございすけども、床上浸水ですとその3倍で150戸以上浸水があれば該当するというのでございました。津久見市と佐伯市は該当いたしましたが、臼杵市は残念ながらかなり足りませんで、今回は適用になりませんでしたけれども、現に短時間大雨情報が出た佐伯と津久見が適用できたということでございます。

それにつきまして、まず現在、私どもとしては被災者への応急救助を行うとともに、県の保健師、市の保健師ともども、巡回相談等避難所を回って応急対応等を今始めております。あわせて、衛生関係がございすので、防除、消毒の関係を市に働きかけて、臼杵を含めて3市ともやっている、また豊後大野市についてもやっているところでございます。

以上で御報告を終わります。

それでは、付託をお願いしている案件でございす。第4号報告から申し上げます。ちょうど今日、委員会資料で全てコンパクトにまとめておりますので、これを使って説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第4号報告が、平成29年度大分県一般会

計補正予算（第3号）、7月の専決処分をした予算でございます。そして、第80号議案が今回上程いたしました第4号補正、9月補正予算でございます。一括して説明させていただきます。

まず、上から2番目、左側に表側として書いております7月専決予算、そこの福祉保健部計5億603万3千円でございますが、これが7月5日に発生した九州北部豪雨で被災された方への支援として早急に取り組む必要があるものについて、7月18日に専決処分を行ったものでございます。

次に、その下の枠囲み、9月補正予算と左側に書いておりますけれども、部の計1,356万円でございます。これが今回の9月補正でございます。両方を加えた額が、その下の現計予算の福祉保健部部計①でございます。998億2,489万8千円となります。

次に、資料の2ページを御覧ください。

7月専決予算の概要でございます。

一番上の事業番号1、救助対策費でございますが、補正額が1億9,027万8千円でございます。7月の九州北部豪雨に際しまして、災害救助法の適用を受けた中津市と日田市において、避難所の設置や食料品等の供与など迅速な応急救助を実施するために予算措置したものでございます。

その下の2番目、被災者援護費（災害援護資金貸付金）3億円でございます。これは、今回の災害救助法の適用を受けまして、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害援護資金貸付金として、県内全域において負傷あるいは住居の全壊、半壊、家財の3分の1以上の被害を受けた方の生活再建で貸付けを行うものでございます。

その下の事業番号3、災害時感染症予防対策事業費1,575万5千円の補正でございます。これは、水害による感染症予防のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項の規定に基づき、県の指示により市町村が行う家屋等の消毒に要する経費を負担するものでございます。

次に、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

一番上に書いております9月補正予算案の概要でございます。

事業番号1番、被災者援護費（災害弔慰金）でございます。補正額が562万5千円です。これは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、今回の九州北部豪雨によりお亡くなりになった被災者の御遺族に対して、市が支給する災害弔慰金の一部を負担するものでございます。主たる生計者に500万、その他が250万円で、750万円になりますけれども、そのうち国が2分の1、県が4分の1のちょうど4分の3となる部分がこの562万5千円となります。

その下の2番、児童福祉施設整備事業費793万5千円の補正でございます。

これは、日田市夜明でございますけれども、夜明にここ保育園、豪雨により床上浸水等の被害がありまして、災害復旧を行うということでございます。

以上、専決が3事業、9月補正が2事業、補正をいたしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 2ページ、地域福祉推進室で3億円かな、専決、その戸数とか大体7月5日だったから2か月余りたっちょるんか。大体何戸とか、もう具体的に確定しちよる。

原田委員長 もう既に貸し付けたところも…。

末宗委員 件数がどれぐらいかで、何ぼぐらいになるのか。

長谷尾福祉保健部長 まだ申請が出ていないです。というのが、今それこそ日田の方はみなし仮設とか、賃貸住宅に皆さん入って、次どうするかという思考中です。大体この手ものはだいぶん後から。あわせて、生活環境部からさっき御説明があったと思うんですけども、国の制度、県の制度で生活再建支援制度でございます。全壊すると300万円出

るとか、ああいったものも全部含んで、あと貸付け、家を再建する場合にまたお金が要るので、そういうときどうするかなという判断になろうかと思えます。

末宗委員 だけど、一応3億円を前提でおるんだから、見込みはあるはずよね、具体的に。

長谷尾福祉保健部長 このときは、一応被災戸数を前提に一応積み上げています。

末宗委員 被災戸数、何戸。

壁村地域福祉推進室長 まだ申請状況は、数は上がっておりませんが、過去の状況から見ますと、平成2年の集中豪雨のときには貸付け件数が110件に上っておりまして、そのときの貸付額が1億4千万円、それと平成5年の台風13号のときには、貸付け件数が65件で1億8,800万円の実績がございますので、今回余裕を持って、そのときの被災状況と比較しまして、余裕を持って3億円を計上させていただいているところでございます。

末宗委員 大体分かった。そういう出し方するんよね、これ。分かった。

原田委員長 ほかに皆さん方質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、二つに分けて採決したいと思います。

まず、第4号報告について採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案について、先ほど審査しました生活環境部関係部分と合わせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

まず、継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について執行部の説明を求めます。

藤丸国保医療課長 お手元の青色の継続請願文書表の2ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

第2回定例会でも御説明いたしましたとおり、本県では、所得制限は設けずに現物給付により子ども医療費助成を実施していますが、国は、地方単独医療費助成の現物給付化に伴う医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものといたしまして、国民健康保険の国庫負担を減額する措置を講じてきたところです。

しかしながら、国は、全ての市町村が未就学児を対象に何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえまして、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成につきましては、減額措置を行わないこととしております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これより請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

守永委員 質問になると思うんですけど、国の動きとして、今現状そういった取扱いをしないとされていること以外に議論の方向性は何か情報としては伝わっているのがありますかね。

藤丸国保医療課長 今現在私どもが把握しておりますのは、未就学児について減額措置を廃止するという以上は聞いておりません。

守永委員 決定部分以外は、特に議論の状況も分からないと。

藤丸国保医療課長 はい。

守永委員 今の情勢からしたら、そういった方向に向いているというのはあるんですけども、もう少しどういった課題があるのか整理していく必要があるんじゃないかなと思うので、もう少し継続して調査させていただきたいなと思うんですが。

原田委員長 継続審査すべきではないかという意見がありました、いかがですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 それでは、本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

続いて、請願29 公的年金制度の改善についての意見書の提出について執行部の説明を求めます。

壁村地域福祉推進室長 お手元の緑色の請願文書表の1 ページをお願いいたします。

請願29 公的年金制度の改善についての意見書の提出に関する請願について、御説明を申し上げます。

公的年金制度の維持可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律——いわゆる年金改革法でございますが、少子高齢化が進む中で、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするために、制度の維持可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的に安心な年金制度を構築するためとして国が導入したものでございます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これより請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

守永委員 制度改善の要求項目が4項目上がってはいるんですけども、いわゆる働き方

改革も含めて、じゃ、雇用環境がこれから変わっていくのかなということも踏まえれば、もう少し様子を見るべきかなとは思いますが、いかがでしょうか。

原田委員長 今、継続にしてもうちちょっと調査していくべきではないかという意見がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 それでは、本請願は、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①から③までの報告をお願いします。

廣瀬医療政策課長 次第の①公立大学法人大分県看護科学大学の経営状況についてから③の公立大学法人大分県看護科学大学第3 期中期目標についてまで一括して説明させていただきます。

まず、お手元に配付しております青い冊子、県出資法人等の経営状況報告概要書の5 1 ページをお開きください。

まず項目の4、28 年度の大分県立看護科学大学の決算状況ですけれども、経常収益が9 億3, 169 万1 千円、5 行下にあります経常費用が9 億7 4 3 万2 千円で、一番下にあります当期総利益3, 716 万円となっております。これにつきましては、下に目的積立金へと書いていますが、次年度への目的積立金として積み増しさせていただきました、教育研究の質の向上ですとか、組織運営の改善に充てることとされているところです。

最後に、その下の項目5、問題点及び懸案事項並びに6 の対策及び処理状況の主なものとしまして、開学から19 年が経過し、教育・研究の機器類及び施設が老朽化しています。

6の1にありますように、機器類は年度計画を作成しまして、年度の平準化を図りながら主に目的積立金で修理更新に努めています。また、大規模な施設の保全については、県の施設整備課が扱っております県有建築物の保全計画の中で進めてまいりたいと考えております。

続きまして52ページ、平成28年度の業務実績に関する評価結果について御説明させていただきます。

平成28年度の評価については、2の(1)全体評価にありますとおり、全体として年度計画を極めて順調に実施しているという結果でした。これは、各専門分野の外部委員から成る評価委員会を設けておりまして、そちらの評価を頂いたということになっております。

下の評価結果の(2)大項目評価にありますように、Ⅰ教育研究等の質の向上及びⅢ財務内容の改善の2項目につきましては、特筆すべき進行状況ということで、最も高いS評価を頂いております。その他の項目につきましてもA評価ということで、非常に高い評価を頂いております。昨年度は教育研究等の質の向上だけがS評価でしたが、28年度は財務内容についてもS評価を頂いたということになっております。

評価理由につきましては、(3)①にありますように、文部科学省の知の拠点整備事業——COC事業と言いますが、こういうものに採択されたという努力が認められたということになっています。ちなみに、COC事業の分につきましては、日本学術振興会による評価で全国76大学のうちの7大学に最高となるS評価が与えられていますが、その一つに大分県立看護科学大学が入っているということでございます。

お手元にお配りしております福祉保健生活環境委員会資料にお戻りいただき、4ページを御覧ください。

最後の公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標(案)について御報告申し上げます。

す。

上段のⅠ中期目標策定の概要についてですが、2の中期目標とは、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標で、法に基づき設置者である県が目標を定めまして、公立大学法人——こちらで言えば大分県立看護科学大学に中期計画の策定を指示することになっております。

3の目標期間ですけれども、そこにありますように6年間としております。来年度の平成30年度から平成35年度までの6年間となっております。下段右の策定スケジュールにありますとおり、今日御報告申し上げさせていただきましたしまして、その後パブリックコメントで素案を提示し、先ほども申し上げました大分県地方独立行政法人評価委員会の諮問を経て、12月の第4回定例会において皆様に提案し、御審議いただくこととしております。

資料5ページを御覧ください。

中期目標の方向性という形で、少し細かいのですが、ワンペーパーでまとめさせていただいております。

第2期の実績については、上段にありますとおり、平成27年度には県内初となる養護教諭1種課程を開設いたしました。現在12名の学生が受講しているところです。また、看護師の特定行為研修機関の指定を受けまして、既卒者を含め34名を養成し、そのうち21名が県内で活躍しているところです。また、右に移りますが平成28年度には、産学官連携による看護を通したモノづくりを進める等、教育研究の質の向上を図ってまいりました。

これらの実績を踏まえまして、第3期中期目標においては、中段に記載しているコンセプトとして、大きく三つの項目を挙げさせていただいております。

一つは、看護師、保健師、助産師の教育モデルの改善等による教育機能の強化、二つは、研修機関としての機能強化と、産学官連携の推進による社会貢献の充実、三つは、組織体制の改善や外部資金獲得の充実による組織強

化です。

以上のコンセプトに従い、下に移りますけれども、下段のⅢ第3期中期目標（案）のポイントのとおり、1から4まで大きく柱を作っております。

まず、1 これからの医療を支える看護職の育成として、学部における看護基礎教育カリキュラムの改善等による、人間性豊かな自律した看護実践者の育成や、大学院教育の充実による、在宅医療の推進や公衆衛生の向上に対応できる保健師、助産師、ナースプラクティショナーの育成を行っていくこととします。

次に、2 教育・研究機能の充実強化として、（新）と書いておりますけれども、福祉分野等、様々な分野の課題解決に向け、産学官連携による研究の推進を新たに定め、教育研究機能を強化してまいります。

3 の社会貢献の拡大・充実として、（新）にありますけれども、行政機関等との連携による健康長寿の社会づくり、私ども健康寿命日本一を掲げておりますけれども、そうした社会づくりへの寄与や、産学官連携による看護を通したモノづくりを推進し、研究成果の地域還元をしていくことを定めています。

4 業務運営体制の強化と効率的な財務運営として、研究費等外部資金の獲得に努力することをなどを定めているところでございます。

素案全体につきましては、6 ページ以降を後ほど御覧いただければと思います。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 今回の議会の一般質問でも、在宅医療の推進という項目でさせていただいたんですけれども、看護大学ですね、学術的に向上するのは大いに結構なんですけど、やはり地域の還元というのも大事です。

ここで見てみますと、やはり健康寿命づくりへの地元への寄与とかありますが、私も一般質問で取り上げましたが、予後、余命をいかに生きていくかというところがとても大事だと思うんです。そこででの支援の在り方とか、

在宅医療という言葉は課長の方からおっしゃっていただきましたが、やはり地域ケアシステムを作るためには看護師はとても大事な位置にいるので、そういう面からも、介護との連携の在り方とか、もうちょっと全面に出していく時期ではないかなと。大分県の医療を見てみるとそう感じるんですけども、この目標に助言していただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

廣瀬医療政策課長 在宅医療につきましては、しっかりと看護教育のカリキュラムの中に入れるという話になっています。

資料の5 ページにもう一度お戻りいただいて、今、土居委員が言われたような、まず福祉、介護との連携というところにつきまして、コンセプトのところですね。これまでは、教育研究機能の技術強化というところの（新）という、一番下のところなんですけど、看護学科研究機関として、広く福祉分野の研究にも取り組むと。そういった部分で課題解決に取り組むとなっておりますが、前回の第2期までの計画の中では、介護という非常に狭い世界の中の教育というスタンスでカリキュラムを作っていました。第3期の県の目標に応じて、看護大学は計画をこの後作っていきますけれども、今回はもっと広い福祉、先ほどいろんな分野と福祉との連携ですね。そういった部分を含めたカリキュラムを考えながら学部生に教育していこうと、そういった形で新しい分野にというか、広い分野として入っていこうと大学とは話しております。

土居委員 この（新）というのも私読んでいましたけど、何と言うんですかね、やっぱり物足りないというか、例えば、在宅医療の現場に研修をしてもらうとか、様々な方法があるので、是非そういうことを頭に入れながら、第3期に取り組んでいただきたいなど、お願い申し上げます。

廣瀬医療政策課長 しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

原田委員長 ほかに御質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

④の報告をお願いします。

前田福祉保健企画課長 公社等外郭団体の経営状況等について御説明させていただきます。

今回、当部が経営状況を御報告する公社等外郭団体は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものが2団体、大分県公社等外郭団体に関する指導方針に基づくものが2団体の計4団体でございます。

資料は、先ほど看護科学大学で使いました、青い冊子の県出資法人の経営状況報告概要書を使って説明させていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、大分県社会福祉協議会の経営状況について、御説明をいたします。

項目2のとおり、資本金等の総額は1,500万円で県からの出資金はありません。

項目3の事業内容ですけれども、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などとなっております。

項目4の28年度の決算状況ですが、左側の事業活動収支計算書の当期収支差額は、マイナス4,959万8千円となっております。これは、新会計基準に基づき、新たに資産評価額を計上したことによるもので、経営に影響を与えるものではございません。右側の貸借対照表の正味財産は42億8,325万6千円と、昨年度に比べて、1,834万3千円の増となっております。

項目5の問題点及び懸案事項の2にありますとおり県社協は、経営基盤強化・発展計画に基づき取り組んでおり、指標としております当期資金収支差額は、プラス37万4千円と2年連続の黒字となっております。

項目6の対策及び処理状況ですが、貸館事業による収入増など、引き続き財務改善を図るよう指導・支援をしていきたいと考えております。

続いて、7ページをお開きください。

公益財団法人大分県地域保健支援センター

でございます。

項目2の県出資金は500万円で、出資比率は25%となっております。

項目3の事業内容ですけれども、主要な事業は、3番目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業です。

項目4の決算状況ですけれども、左側の正味財産増減計算書の当期正味財産増減額は、251万1千円のマイナスです。これは、米印のところにありますけれども、補助金収入の一部を取崩し減価償却費に充当したためでございます。右側の貸借対照表の正味財産は5億2,694万8千円となっております。

項目5の問題点及び懸案事項ですけれども、巡回型検診は、受診者数、検診収入ともに減少傾向にあり、検診料金の改定などに取り組みましたけれども、更なる営業努力が必要となっております。

項目6の対策及び処理状況ですけれども、未受診者に対する受診勧奨の拡大で経営の安定化を図っていく必要があります。

続いて、8ページを御覧ください。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況について御説明します。

項目2の県出資金は、2千万円で、出資比率は31%となっております。

項目3の事業内容としては、1にありますとおり、移植医療に関する普及啓発などとなっております。

項目4の決算状況ですけれども、左側の正味財産増減計算書の当期正味財産増減額は、63万6千円のプラスとなっております。その下の主な収入で特徴的なものとして、2番目にあります支援型自動販売機の収益等の寄付金がございます。主な支出は、移植コーディネーターの活動費でございます。右側の貸借対照表の正味財産は、6,817万4千円となっております。

項目5の問題点及び懸案事項ですけれども、2にありますように、寄附金の増収対策により黒字に転換し安定しつつあり、引き続き経営体質を強化することが課題となっております。

項目6の対策及び処理状況ですけれども、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、今後とも自主財源の確保に努めることとしています。

続いて、35ページをお開きください。

公益財団法人大分県アイバンク協会の経営状況を説明いたします。

項目2の県出資金は500万円で、出資比率は7%となっています。

項目3の事業内容ですけれども、1にありますとおり献眼者の募集及び登録などとなっております。

項目4の決算状況でございますが、左側の当期正味財産増減額は67万8千円のプラスです。右側の貸借対照表の正味財産は、7,439万円となっております。

項目5の問題点及び懸案事項ですけれども、1のとおり献眼者数の確保のため、普及啓発を強化するとともに、3のとおり寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっております。

項目6の対策及び処理状況ですけれども、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機及び募金箱の設置活動を進めるなど、今後とも自主財源の確保に努めることとしております。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 6ページの社会福祉協議会の件だけ、先ほどさりげなく赤字が4,959万円で当たり前のごとさらりと説明がなされたんだけど、そのやり方なんやけど、病院とかはこの会計のやり方をして黒字になったよね。普通の場合は黒字になる場合が多いのに、ここは赤字でさらりと説明を逃げたんだけど、ちょっと詳しく。

壁村地域福祉推進室長 先ほど御説明申し上げましたけれども、過去2年間赤字でございましたけれども、経営基盤の強化、発展計画書に基づきまして、財務改善や組織の強化に取り組んだことによりまして、昨年度と2年間は赤字に転換しております。（「黒字よ」

と言う者あり）

原田委員長 ちょっと整理しますけど、赤字になっているんですね。ただ5番は黒字に転換したと、ちょっとこの意味合いも含めて。

壁村地域福祉推進室長 訂正させていただきます。経営基盤の強化、発展計画、中期計画、再建計画の堅実な実行によりまして、ただ今財務改善に取り組んでおり、一般会計福祉事業区分の当期資金の収支差額は2期連続の赤字から転換をいたしまして、過去2期連続の黒字に、額は少ないんですけども、37万4千円の黒字に転換しております。今後、引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、県も計画の進捗状況も管理しながら指導に努めたいと考えております。

末宗委員 ちょっと委員長、質問に答えさせてよ。

原田委員長 すみません、先ほど質問したのは4番のところの下から6行目ですか。当期収支差額がマイナスになっているんですよという話で、ここではその3行下では、当期資金収支差額はプラスになっていますけど、その説明をしていただきたいということです。

壁村地域福祉推進室長 すみません、これは後ほど詳しく調べてからまた御報告をさせていただきますと思います。

原田委員長 ということですが、それでよろしいですか。

末宗委員 もう諦めた。

原田委員長 それでは、後ほどまた分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

ちなみにこれ、大分県の出資比率ゼロですけど、どこが資金を出しているんですか。各基礎自治体が出しているんですか、大分県社会福祉協議会というのは。

長谷尾福祉保健部長 かなりの部分、県の委託料とかが多い団体でございます。そういった意味で今回御報告をさせていただいているんですけども、先ほどちょっと担当室長からございましたように、収支のプラス、マイナスというのは、実は平成26年度に結構大きな収支差、赤字が出ました。それで、県と

してもここの建て直しが要るということで、27年度には黒字に転換したんですけれども、28年度、若干残存が今残っているということで、ただ、収入支出面で見ますとかなり徹底させていただいているので、その辺のところをまた後ほど御報告をしたいということでございます。

原田委員長 長谷尾部長、この福祉協議会はどここの資金でできているんですか、資本金、県の出資金はゼロになってますけど。

長谷尾福祉保健部長 いやいや、これは県の出資じゃないので、九電とか、当時ヤクルトさんとか、こういったところが結構地域のことやっていたところが出資してくれたということで、2団体プラスアルファで、個人もございますけれども、1,500万円ぐらいの。どっちかというところ、当時のこういう地域福祉に協力しようかというところが九州電力であり、ヤクルトさん、ヤクルトのおばちゃんはずっと地域回っているんで、ここも同じように500万、500万ぐらい出していただいて（「そういう出発なんですか」と言う者あり）特殊な。ただ、社会福祉法人でございまして、そういった形態で成り立っています。

原田委員長 後でまた説明がいただけるということですので。

末宗委員 俺はいいけど、みんなに説明、これはみんな分からんんじゃないかな。

長谷尾福祉保健部長 資料をちょっと整理して提出させていただきます。

末宗委員 俺だけの問題じゃないよと。

原田委員長 お願いいたします。

じゃ、ほかの件で御質疑ございますでしょうか。

衛藤副委員長 同じくこの社協のところ、今年が黒字か赤字かは確認していただくとして、仮に赤字だった場合なんですけど、この赤字分というのは、補填は県行政が補填するようになっているのか。それとも社協の流動資産の中で対応するようなことなのか。

長谷尾福祉保健部長 6ページの4番、28年決算状況、先ほど4,959万円の収支差

額の赤字でございましたが、その下に次期繰越収支差額ということで、これがいわゆる資金のフローを持っていると、2億5千万円持っています。

したがいまして、これを厚くしておくというのが我々の基本思想でございまして、そういう意味の資料を作ろうと思ったんですけれども、ここはまだ厚いのでいいんだけど、これを食い潰すようじゃ先行きは危ないということで、今収支の見直しをさせているということでございます。

原田委員長 はい、分かりました。じゃ、後ほど資料をください。

ほかに質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑤と⑥の報告をお願いします。

長谷尾福祉保健部長 県の長期総合計画の実施状況でございまして。

これは今回の報告案件でございまして。別冊で厚い資料なんですけど、大分県長期総合計画の実施状況についてA4横の資料を御覧ください。

午前中の生活環境部から目標達成度の評価方法等については、既に御説明があったと思いますので、省略させていただきます。

3ページからでございます。

3ページの一番上から八つ目まで、当部の所管する政策は1、2、3で施策は、真ん中の施策欄のところのそれぞれ八つあります。これで評価を行いますと、八つのうち七つがAで、一番下の障がい者の就労支援がBの評価でございまして。この八つに加えて、少し飛びますが、左側の安心の分野の政策7番、地域社会の再構築の（1）つながりを実感する地域社会の実現がA評価、一番下から二つ目、政策9の（4）感染症・伝染病対策の確立がAということでございまして、トータル10のうち、九つがAで一つがBということでございます。これらのうち、主なものについて御説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備の目標指標、病児・病後児保育実施施設数でございます。

これは、そのニーズ増加に伴いまして、市町村等へ積極的な働きかけを行いました。そのかいもございまして、目標を達成したということで、24の目標に対して28年度が24の実績、100%でございます。この後も目標31に向けて、今取組を進めております。

ちなみに今年度は5か所増やすつもりで、今段取りを進めております。

続いて10ページをお開き願います。

一番上の施策名、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援ということで、2番目の目標指標が里親等の委託率でございます。

真ん中28年度で、目標30.2%に対して、30.6%の達成でございます。これは、これまでいろいろな取組をしまして、里親対応協力員を児童相談所に配置するなど、各種取組をやりました。達成度101.3%、なおかつ30%を超える里親の委託率は、全国的にも非常にベスト5に入るくらいの高い委託率でありまして、要するに子どもの養育ができないということになりますと、児童養護施設に入るか、里親に行くかということになりますけれども、御案内のように児童養護施設は40人、50人の定員で大規模なものですから、里親ですと4、5人までということなので、よりアットホームな対応ができるということで、国も里親委託率を増やしましょうというところでございます。それに向けて本県は、かなり先進的に動いているということであります。

続いて20ページをお開き願います。

高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築でございます。目標指標真ん中の2番、要介護認定を受けていない高齢者割合の全国順位ということでございまして、28年度の目標が18位に対して14位ということでございます。113.3%の達成でございます。

御案内のように、これまで元気な高齢者の

地域活動への参加や生きがいを支援したほか、自立支援型のケアマネジメントを推進してまいりまして、介護予防の取組を強化しました。そういったことで達成ができたものでございます。プラン最終年の平成36年度に向けまして、全国トップレベル、できれば5位以内を目指して、更に頑張りたいと思っております。

続きまして、Bランクの達成度が低い指標について御説明いたします。

26ページをお開きください。

障がい者の就労支援でございます。目標指標がございまして。上のほうが、障がい者雇用率の全国順位でございます。これいつも委員の皆様がお聞きになるところでございますけれども、28年度は雇用率が2.46%ということで、全国3位でございました。2.46%は過去最高の雇用率になったのですが、なかなか他県との競争が熾烈でございまして、今順位は3位でございまして、1位を目指しておりますので、達成度は95.7%となっています。このため、雇用アドバイザーを3名から6名に倍増させて、今企業への個別訪問を強化したところでございます。

その下に、障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額額の全国順位というのがございまして。この全国順位が目標8位に対し、15位ということでございまして、これは27年度のデータしかございせんが、82.5%の達成率でございます。目標は達成できませんでしたが、前年度に比べ103円平均工賃が上がっておりますけれども、なかなかこの福祉就労、主にB型事業所になりますけれども、いろんな障がいの程度の皆さん方が働いていらっしゃるということでございまして、その辺の伸び率は苦慮しているところでございまして。今後もアドバイザーの派遣をしたり、技術向上や販路拡大の支援、また共同受注体制を組んでおりますので、そういったものでの支援をしっかりと行ってきたいと考えております。

以上で、安心・活力・発展プラン2015の達成状況についての説明を終わります。

二日市子ども未来課長 委員会資料に戻りまして8ページをお開きください。

大分県次世代育成支援行動計画、おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の進捗状況について御報告いたします。

個別事業ごとの評価の表の左上にありますように、1子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくりなど七つの基本施策を定め、計88項目の数値目標を設定しております。

平成28年度の実績でございますが、8ページの右上にありますとおり、目標値に対し100%以上の達成を二重丸、90%以上を丸、実績値未確定を横棒などとして、表の右側の達成率の欄に一つ一つ記載しています。

達成率二重丸が全体で37項目、達成率丸が22項目、達成率三角が13項目、実績値未確定が16項目、合計88項目となっております。

10ページをお開きください。

総合的な評価指標10項目の状況でございます。指標欄①の子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合を始めとする5項目で、基準値となる平成26年度数値を上回っております。矢印が右上に向かっているものです。一方、③と④の2項目は、平成26年度数値を下回っております。

なお、⑤、⑥、⑧の項目については、5年ごとの国の調査等で数字を把握することとしており、結果の公表があり次第、更新することとしております。

このような進捗状況も踏まえつつ、おおいた子ども・子育て応援県民会議で御意見を頂くとともに、副知事を会長とし、関係部局長を構成員とする庁内の推進会議で部局間の連携を図りながら、子育て満足度日本一を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 長計の実施状況について、11ページですね。虐待防止に係る問題ですけど、平成28年度に児童養護施設での小規模グループケアで一時保護預りができるようになり

ました。28年度実績があるのかちょっと教えてください。

それから、おおいた子ども・子育て応援プランの保育コーディネーター養成数です。とても数上がっているんですけど、まだまだ現場の皆さん聞いてみると、受けていないんよ、受けたいんよという声をよく聞くんですが、今後の取組についてお伺いします。

大戸子ども・家庭支援課長 児童養護施設における一時保護の実績です。28年度の実績はございません。

二日市子ども未来課長 保育コーディネーターについてお尋ねいただきました。昨年度までで終了予定の事業でございましたけれども、今年度も引き続き実施しております。大変たくさん御希望もいただいております、新しく養成する方々と、それから、これまで養成した方々の地域における連携を作る別の会も設けて並行して進めております。

土居委員 どちらもより積極的になるようお願いします。

原田委員長 じゃ、なければちょっと、私は長計の8ページですけど、病児・病後児保育実施施設なんですけど、これは今年度の当初予算のときの説明でもお聞きしましたが、まだない地区があるんですね。全ての市町村にあるわけではなかったと思うんですが、実態はどうでしょうか。

二日市子ども未来課長 自分のところの市町村になくても、ほかの、例えば、由布市の場合は、今大分市内の小児科と契約して、由布市民は大分市内の小児科の病児保育を使えるようになっていきます。そういうことで、全市町村カバーしたいところなんですけど、姫島村だけカバーできておりません。ただ実質、もう預けてということはないというのが姫島村の事情のようです。

ただ、本年度由布市内にも病児保育の施設を新設する予定です。

原田委員長 というと、もう姫島以外は、各基礎自治体には一つ以上はあると考えていいんですか。

二日市子ども未来課長 そう考えていただいて結構です。

後藤委員 11ページの総合評価がAになっているもの、これについて教えてもらいたいですけど、具体的内容で、県内6ブロックを中心とした子どもの貧困問題検討会議をしているとかということなんですが、具体的にどうしているのか、分かったら教えてもらいたかったんですけど。

大戸子ども・家庭支援課長 これは、各小中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーの皆さんが、いろんな学校で把握された子どもの状況を見るんですけども、その個別のケースについて、広域でどういう支援ができるかなということを検討しようと、関係者が集まって検討しようという会議でございます。具体的なケース検討を行っております。

後藤委員 それはスクールソーシャルワーカー以外にどんな人がいるんですか。

大戸子ども・家庭支援課長 福祉事務所の担当者であったり、必要に応じて学校の先生であったり、保健関係の職員さんということになっています。

後藤委員 その人たちが集まって、実際何か解決したこととかありますか。何か具体的にあったら教えてもらって、余りないと聞くものですからちょっと教えてもらいたかったんですけど。

大戸子ども・家庭支援課長 この検討会自体、取組が遅れたこともありまして、まだちょっと手探りをしている状況です。解決にまでは至っておりません。

後藤委員 はい、分かりました。

原田委員長 これは私も出たことあるんですけど、いろんな情報を出して解決の仕方をみんなで学ぶということが一番大きな意味があるということ。

後藤委員 でも解決はしないと。

原田委員長 いやいや、そんなことはないですよ、決して解決しないわけじゃなくて、解決に向けてみんな取り組んでいるということ

です。

後藤委員 はい、分かりました。

衛藤副委員長 質問というか、要望が主になるんですけども、病児保育の件で、かなり助かるんですけど、実際問題として、基本的にこれを使われるのって働いているお母さんが非常に多いんですけど、実際に利用させていただくとき、まず病院に行って、病院で診断を受けてそれから預けるという形になるんですよね。大体病児保育にかかるときって、基本的にインフルエンザなんかの病気が、子どもの感冒症がはやっているときなので、患者さんが集中して、まず診察にすごく時間がかかると。次に、病児保育まで、その診察から病児保育にたどり着くまでに結構時間がかかって、ほぼ午前中だめになるケース、午前中が使えなくなるケースというのがやっぱり多いんですね。それでも1日潰れるところが半日潰れるというので助かるのは助かるんですけど、一応そういう課題じゃないですけども、そういうところもあるという、今後、今すぐ出ないと思うんですけども、そういう問題意識だけ共有させていただければというので、要望で特に答えは求めてないですけど。

二日市子ども未来課長 ありがとうございます。どうしてもインフルエンザの流行期に、全ての方々のニーズに応える施設整備というのは厳しい状況です。それで、なるべくスムーズに使えるということはもちろん今年度から研修会もやりまして検討を進めていきますが、病児保育とは別に、ファミリーサポートセンターでお勤めの方だけではなくて、必要があって、例えば、下の子が悪くなったけど上の子の用事で出かけたというようにことに対応できるような、余り深刻な状況じゃない子どもさんのためにファミリーサポートセンターでお預かりできるような準備も今研修などで進めているところです。一層努力してまいります。

原田委員長 ほかに。質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ないので、次にまいります。

⑦と⑧の報告をお願いします。

廣瀬医療政策課長 お手元の委員会資料の11ページを御覧ください。

大分県医療計画（第7次）の骨子について御説明を申し上げます。

1 計画策定の趣旨等ですが、（2）策定根拠のとおり、この計画は医療法に基づきまして、今年度中に策定するものでございます。また、（3）計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間としております。

次に、下の2計画の記載事項ですけれども、5疾病5事業及び在宅医療に係る目標ですとか、医療従事者の確保、基準病床数の算定などについて定めることとしておまして、5疾病5事業につきましては、その下、3の表がありますけれども、がんですとか脳卒中、精神疾患など、それと横の5事業にありますように、救急医療から在宅医療まで、それぞれ定めることになっております。

4 策定体制にありますように、それぞれの5疾病5事業と在宅医療を含めまして、全てに協議会を立ち上げまして、その中で医療関係者、受療関係者、有識者を含めた委員で議論をしていただいて、それぞれに素案を作っていたかという形にしております。

策定スケジュール、5にありますけれども、12月の第4回定例県議会の中で、素案をこの委員会で御説明させていただき、来年の第1回定例会で成案を御報告したいと考えております。

藤内健康づくり支援課長 資料の12ページをお開きください。

大分県がん対策推進計画改定の骨子について、御説明いたします。

まず1計画改定の趣旨等の（2）策定根拠のとおり、この計画は、がん対策基本法に基づき、がん対策の推進等を目的に平成19年4月に策定されたものです。（3）計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間です。

次に、2県のがん対策の現状の右側、大分

県のがんの年齢調整死亡率は減少傾向にあり、平成27年は全国3位となっております。

（4）がん検診の受診率は、改善しているものの、いずれも目標の50%に達していない状況であります。

次に、3計画改定のポイントのとおり、がん患者を含めた全ての県民ががんを知り、がんの克服を目指すことを目標に、がん検診受診率の向上、医療提供体制の充実、相談支援、特に就労支援の充実を図るための取組などについて検討を行うこととしております。

5スケジュールについては、図にお示したとおりです。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 医療計画もがん対策推進計画もそうなんですけれども、例えば、がん対策推進計画、健康寿命日本一の実現に向け改定すると言うんですけど、がん対策の現状を見てみると、（5）、（6）、（7）、（8）は、がんになっている方のことなんですよね。例えば、自宅で死亡するがん患者の割合という、平成24年が7%しかなくて、27年度が7.5%と、わずか0.5%上がっただけで、もっとこの辺に視点を当てて今後取り組むべきだなと思うんですけども、いかがでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 御指摘のとおり、大分県の自宅で死亡するがん患者の割合は、全国の平均よりもやっぱり毎年2、3ポイント低くなっています。改善しているのが0.5ポイントですので、この辺りは先ほど委員も御指摘されたように、在宅医療の充実というところで、よりそこを強化していく必要がございますが、がんの患者さんが最後の最後に自宅がいいのか、本当にいよいよ悪くなる2、3日前まで自宅で、さもやっぱり病院の方がということもあって、それで病院を選択する地域もございますので、より在宅で療養できる期間というのを長くすることが大事ななと思っております。

土居委員 そうですね、よろしくお願いま

す。

原田委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑨と⑩の報告をお願いします。

藤丸国保医療課長 資料の13ページを御覧ください。

大分県国民健康保険運営方針の素案について御説明を申し上げます。

まず、1番の運営方針策定の趣旨でございますけれども、平成30年度から県が市町村とともに国保の運営を担うことになりまして、国民健康保険の安定的な財政運営でありますとか、市町村国保事業の広域化を推進するというので、県内の統一的な運営方針として、国民健康保険法に基づき定めるもので、対象期間は平成30年度から6年間としております。

次に、2番の市町村国保の現状と課題ですが、そこにありますように、被保険者数は減少していく一方、医療費は増加しているというような状況がございます。

それから(4)にありますとおり、財政状況につきましては、県内の市町村特別会計で単年度収支が赤字になっているという状況がございます。

それから、3番の医療費及び財政の見通しのところでございますけれども、35年度の医療費の推計は、約1,339億円と平成27年度と比べて、約118億円の増となる見込みでございます。

(2)の財政状況の見通しに関しましては、単年度収支の均衡を目標とするということを掲げております。

次に、4番の保険料の標準的な算定方法につきましては、来年度から新たに国保事業費納付金という仕組みが導入されますので、県が各市町村の負担する納付金額を決定する。

あわせて、標準保険料率を県が算定しまして、これを市町村に提示するということになりますので、そういった納付金であると

か標準保険料率の算定方法について記載をするということとしております。

その右、5番の県と市町村の歳入・歳出面における取組ですけれども、(1)の保険税の徴収の適正な実施では、目標収納率を定めるであるとか、(3)の医療費の適正化の取組といたしまして、重複受診・頻回受診などの是正などに取り組むとしております。

それから(4)の市町村の国保の広域的及び効率的な運営の推進におきまして、被保険者証様式の統一等を実施することとしております。

その下、6番の推進体制でございますけれども、国保運営協議会におきまして毎年度の進捗状況を点検いたしますとともに、市町村等と連携して諸般の取組を推進することとしております。また、県と市町村において、毎年度事業計画等を作成いたしまして、計画的な事業実施に努めます。

今後、市町村からの意見聴取やパブリックコメント、国民健康保険運営協議会での議論を経て、11月に策定し、第4回定例会において議会へ報告することとしております。

引き続き、14ページをお開きください。

これは、国保制度改革に係る平成29年度分国保保険税額及び標準保険料率の第3回試算を行いましたので、その結果について御説明いたします。

まず、1番の試算の目的ですけれども、来年度からの新しい国保制度で、県が国保財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされまして、県が市町村ごとの国保事業費納付金の決定、あるいは標準保険料率の算定を行うようになります。そのため、準備として厚生労働省のガイドラインに基づきまして、29年度に新制度が導入されたとの仮定の基に、国保税額等の試算を行ったものでございます。

その下、2番の試算の主な前提条件ですが、国のガイドラインに基づきまして、(1)の新制度を前提とするであるとか、(2)の30年度からの公費拡充を取り入れるとか、

(5) の激変緩和を行いまして、納付金の仕組みの導入等による保険税負担の増加を回避するなどの条件の基に行ったものでございます。

次に、その下3番の試算結果の概要でございますが、まず(1)のところですが、これは今回の試算で一人当たりの平均の保険税額を計算したものでございますが、(1)は決算補填目的の法定外一般会計繰入れ等を行った場合ということで計算したものでございます。一人当たり保険税額につきまして、一番左側①の欄が10万5,885円、これは28年度の保険税額でございますが、その右側②9万5,091円、これは29年度に新制度が導入されたと仮定した場合の激変緩和前の保険税額、その右③につきましては、②に激変緩和の対応をいたしました後の保険税額ということで9万4,252円、③と①を比較したところ、28年度実績に比べまして、(ア)にありますとおりマイナスの1万1,633円になるということです。

次に、15ページでございます。

一番上の(2)でございますが、これは市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入れ等がなかった場合ということで試算を行ったものでございます。

(1)と同様でございますが、28年度の実績と29年度の試算結果を比較した結果、(ア)のところにありますとおり1万1,590円の減になるということです。

次に、4番の試算結果の主な要因及び留意事項でございますけれども、(1)主な要因ですが、一つは29年度の県全体の医療費の推計が28年度に比べてマイナス推計になったということなどによりまして、一人当たり保険税額が減となる試算結果となりました。次に(2)留意事項でございますけれども、イにありますとおり、今回はあくまでも29年度に新制度が導入されたという仮定のもとで行っておりまして、今後行います30年度の算定につきましては、今回の試算とはまた改めて行う計算でありますので、これとはま

た異なった税額になるということでございます。

それから、5番の今後の予定でございますが、29年11月に30年度分の算定を行いまして、来年1月末に確定を行う予定になっております。

次の16ページを御覧ください。

これは、国保事業費納付金、それから市町村標準保険料率の算定方法について説明した資料でございます。

まず左側ですが、これは現行でございます。現在は、各市町村がそれぞれ保険給付費等から国などからの公費を除いた保険税必要額に基づきまして保険税率を算定しておりますが、来年度からは、そのページ右側にありますとおり制度改革後と書いてありますが、県が算定を行うようになります。

四角1のところにありますように、まず県で県全体の納付金算定基礎額を算定いたします。具体的には、県全体の保険給付費などから県に入ってくる公費を差し引きまして、納付金算定基礎額を算定します。これを各市町村に按分して、国保事業費納付金として市町村に負担を求めるということになります。按分する際には、市町村の医療費水準であるとか所得水準とかに基づき行うということで、それが四角2のところの説明しております。

まず、(1)の①応能部分とあるのは、これは市町村の各被保険者の所得水準を表すということで、所得が高い市町村は多くの納付金を負担するということになります。それから(1)②の応益部分でございますが、これは各市町村の被保険者数と世帯数に応じて按分するということになりまして、被保険者数、世帯数が多ければ、それだけ納付金を負担するということになります。

次に(2)市町村の年齢調整後の医療費水準の反映であります。これは、医療費が高い市町村はより多くの納付金を割り当てるということになります。

こういうことをいたしまして、一番下の図にありますように、所得水準と被保険者数に

応じた按分と年齢調整後の医療費水準を掛け合わせまして、それぞれの市町村の納付金を算定するというようになっております。

次に17ページを御覧ください。

これまで説明いたしました方法で算定した②の市町村ごとの納付金額に基づきまして、③のところにあります市町村ごとの保険税必要額、それから標準保険料率の算定を行うということになります。A市を例にとりますと、A市に割り振った納付金の中から公費の部分を除きまして、残りに保険事業などA市が独自で実施している事業の経費を加えたものが、A市が集めなければならない保険税必要額ということになります。この保険税必要額を確保する目安となる水準として県が算定するのが標準保険料率ということになります。今回は、これらの試算を行ったというものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

これは、今回算定いたしました一人当たり保険税額の市町村別一覧でございます。

このページは、法定外繰入れ等を行った場合ということで計算をしております。例えば大分市を例にとりますと、表の①のところは28年度の実績の税額になります。その税額と③の平成29年度試算額を比較いたしますと（ア）のところになりますが、2,286円マイナスになるということになります。右側にその内訳がありますが、その中で（ウ）のところは4,833円のプラスになっておりますが、これが今回の制度改革による納付金の仕組みが導入等にされたことにより増加する、いわゆる制度増となる金額でございます。

この制度増に対しましては、④にありまして、おとり激変緩和ということを行いまして、税額の増加を抑制いたします。大分市の例でいきますと、（ウ）の欄の4,833円について④で同額の激変緩和を行いまして、制度増とならないように対応しております。その結果が⑤のところにありますけれども、激変緩和後の額ということですので。今回のこのページの

試算では、大分市を含め4市町が制度増となります。

次の19ページを御覧ください。

こちらは先ほどと違いまして、一般会計の法定外繰入れ等を行わなかった場合の試算結果です。この表につきましても、28年度の実績額と29年度の試算額の比較を行いまして、先ほど御説明したとおり制度増とならないよう激変緩和を行ったものでございます。

次に、20ページをお開きください。

各市町村の現行税率と今回試算をいたしました標準保険料率の試算結果を比較したものでございます。

一番左側の現行税率①——これが29年度の税率ですけれども、それと繰入れがあった場合の税率の比較が②のところになります。これを所得割、被保険者一人ごとの均等割、世帯ごとの平等割でそれぞれ比較いたしまして、表の中ほど（ア）の欄に示しております。繰入れがない場合については、一番右側（イ）の欄で比較しております。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

ちょっと私が質問していいですか。私、代表質問でもしたんですけど、1個だけ。

法定外一般会計繰入れを県は各市町村にやった方がいいのか、やらない方がいいかという判断については、もちろん各市町村が判断するんでしょうけど、この二つの表を出す意味というのを、うがって考えると、どっちか持っているのかなと思っております。いかがなものでしょうか。

藤丸国保医療課長 基本的には、国保の体制というのは、保険税と、それから公費で必要な支出を賄うというのが基本的なところだと考えています。ただ、実際問題として、今まで繰入れを行っている市町村がございまして、そういったところもある関係で繰入れを行っていく場合と、繰入れを行っていないということで企画をいたしました。これについては、国からの通知の中にも両方の比較をするようにということで通知が来まして。そう

いったところもございます。

原田委員長 実は、この試算を各市町村がしたとき、何人か担当者に聞くと、冷静に受けとめているというか、ああ、あくまでも試算待ちなんですねと。今もう皆さん方が気にしているのは、11月にどんな数字が出てくるかということに気にしているようですが、出てきた時点でまた皆さん方と意見を交換したいと思います。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑪と⑫の報告をお願いします。

清末高齢者福祉課長 資料の21ページをお開きください。

おおいた高齢者いきいきプラン（第7期）の骨子について御説明いたします。

1 計画策定の趣旨等ですが、（2）の策定根拠のとおり、老人福祉法に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画としての性格を併せ持つもので、本県の高齢者福祉施策の基本指針となるものです。（3）の計画期間は、30年度から32年度までの3年間としております。

次に、2 高齢者を取り巻く現状についてでございますけれども、（1）にありますように、本県の65歳以上人口が平成37年にピークを迎えることから、点線囲いにありますように、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年—2025年に向けた取組が必要ということで考えております。

次に、3 計画の概要ですけれども、（1）の生きがいつくりや社会参画の促進として老人クラブの活動など、（2）の健康づくりや介護予防の推進として健康寿命延伸など、（3）の安心して暮らせる基盤づくりの推進として、ここで医療と介護の連携というところを「等」の中できちんと作ってまいります。

（4）の認知症施策等の推進、（5）の介護給付等対象サービス量の見込みというところを、ちゃんと書き込んでいきたいと思って

おります。

次に、4 計画の策定の体制ですけれども、大分県高齢者福祉施策推進協議会において、計画策定を行うこととしています。

最後に、5 スケジュールですけれども、第4回定例会で素案の概要を御報告し、その後パブリックコメント等を経て、来年の第1回定例会にて成案を御報告する予定です。

高橋障害福祉課長 22ページをお開きください。

大分県自殺対策計画の骨子について御説明いたします。

1 計画策定の趣旨等については、（1）の計画策定の趣旨等については、総合的な自殺対策を推進し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものでございます。また、（4）の計画目標については、国の目標値に準じて、今後10年間の目標といたしまして、平成27年の自殺死亡率16.5を、先進諸国水準13.0まで減少させることを目指します。

次に、2 本県における自殺者の状況です。

（1）本県の平成27年度の自殺者数は191人となっております。（2）自殺死亡率は16.5となっております。これは全国で7番目に少なく、九州・沖縄では最も少なくなっております。また、（3）原因・動機では病苦、健康問題、（4）年齢別については、60代が最も多くなっております。

次に、3 自殺対策の基本的な考え方については、国の大綱が7月25日に閣議決定されましたので、この大綱に示された考え方に準じたものとしております。

次に、4 重点施策についてでございます。

①、⑪、⑫、この三つが前回の国大綱から新たに新設された項目になっております。この3項目を加えまして、12項目を盛り込む予定にしております。

最後に、6 のスケジュールについてでございますが、12月の第4回定例会にて計画素案を、3月の第1回定例会で成案を御報告したいと考えております。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

後藤委員 自殺対策計画ですが、ちょっと詳しくないので教えてもらいたいんですけど、1番が病気を苦に、2番が家庭問題、3番が経済事情なんですけど、より具体的に、もしよかったらこういう問題で亡くなられた方がいるんですとか、例えば、がんを苦しんで死ぬとか、もう少し具体的に知っていれば教えていただきたいです。

高橋障害福祉課長 この原因別はそちらの資料でございますように、県警の調べの区分で整理をさせていただきます。具体的に病気の中身がどうだったかという、あるいは家庭の事情がどうであったかというような細かいところまでは残念ながら私どもでは押さえておりません。

ただ、自殺にまでいってしまうというのは、そういった健康問題、がんであったりとか不治の病になったりとかということと、その中でまた家庭が崩壊してしまうとか、金銭的に困窮してしまうというような、そういう①、②、③がそれぞれが関わるような状況も出てまいりますので、一旦この原因別には整理しておりますけれども、そういったものが複合的に関わってきて、また、その病気の状況が鬱状態になったりとか、そういったのが絡まって、最後は自殺になってしまうというようなことだろうということで理解をしております。

後藤委員 男性が亡くなっている割合が多いので、例えば、亡くなればやっぱり、奥様はシングルマザーになって子どもを育てるとか、より経済的困窮とか貧困に陥るとかというケースがやっぱり多いんでしょうか。

高橋障害福祉課長 この自殺の原因となつて、それを原因とした家庭がその後どうなったかという細かいデータはございませんので、ちょっと断定的に申し上げられませんが、委員おっしゃったとおり、やはり働き手が亡くなった場合の残された奥様、御家族はかなり苦しくなるような状況になるということだろうと思っております。

後藤委員 分かりました。ありがとうございました。

土居委員 この具体的な取組の中に、アルコールの関連問題等が入っていないんですけども、どのようになっているか。また、そのアルコールの関連問題の対策基本法、策定中だと思んですけども、それはどれぐらいまで進んでいるのか、ちょっと教えてください。

原田委員長 それは自殺対策計画のことですか。

土居委員 そうです。その中で。

高橋障害福祉課長 土居委員のおっしゃられるアルコール健康問題対策につきましては、別途今計画策定を進めております。この自殺対策とは切り離して一応整理はする予定にしておりますので、ただ、関連する部分が出てくれば、その辺のところは今同時並行で作業しておりますので、関連する部分は並行して入れるようなこともあろうかと思っております。

原田委員長 今のアルコール対策は、また別個の計画でいくということですね。よろしいですか。

土居委員 はい。関わりがあるので、そちらの部分も反映できるように取り組んでください。よろしくをお願いします。

守永委員 後藤委員の質問に関連する形になるんですけども、原因、動機、それと年齢別の部分に含めても、大分県警調べの資料を基にということではあるんですけども、具体的にこの対策計画を作っていく中では、どういう事象があつて、それを解決する、それを防止するためにあるということが練られていかなければならないのかなという気がするんですけども、このスケジュール的には、今骨子が報告をされて、10月に連絡協議会を踏まえて素案を作成し、12月に報告があるということになると思うんですけども、その間に、具体的な事案に関して押さえていく作業というのは入ってくるんでしょうか。

資料がどういう資料を基にやっていくのか

ということにもよるんでしょうけれども、その辺の計画作成に当たっての作業というか、状況を考えたことがあれば教えてください。

高橋障害福祉課長 守永委員おっしゃるとおり、確かに具体的な解決すべき事象を特定した上で、それに対する解決案というような考え方がより具体的で、対応策として必要だろうと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、個別事情というのがなかなか情報としてございません。そういった意味からすると、今後国で自殺対策計画策定のためのガイドラインを出すということで伺っておりますので、その中でいろんな地域ごとの特性であるとか、自殺に至るような、そういう地域ごとの特性みたいなものを出して、それに応じて、その地域についてはやはりこういった点を重点的に自殺対策をやるべきだということまで踏み込んだような形のもので出ると聞いておりますので、それが具体的な事案に対する対策として、一つの考え方として採用できるかなと考えております。

守永委員 非常に対象となるケースが、見てなかなか明確にしづらいつか、調査しづらいつという部分はあるとは思いますが、その辺をちょっと踏み込んでいかないと、よりこの計画なり対策を見ながら、どうやっていこうという指針になるものがないと思っております。

やはり、自死遺児がどんなことで悩んでいるかといういろんな取組をした事例も、あしなが育英会等で、それぞれの個別の事例も押さえながらやっている団体もありますので、ある意味そういった団体とも連携をとりながら、より頼りになるような計画づくりができればいいと思いますので、また、そういった団体との連携をとれるようであれば連携を取っていただけて進めていただければと思います。よろしくお祈りします。

原田委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、質疑がないようなので、

以上で終わりたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんでしょうか。

衛藤副委員長 すみません、その他で2点ありまして、一つがこの前の一般質問で大友県議が取り上げられた重度心身障がい者の医療費の償還払いの件ですけれども、あれはやっぱり大友議員も実際にそういうお子さまをお持ちの皆様とかからお話を伺って、本当に大変なニーズがある中での御要望ですので、いろいろ大変だと思うんですけど、是非少しずつでも前に進めていただけるようお願いをしたい。要望としてお願いしたいというのが一つ。

もう一つが、障がい者歯科診療の件です。高次医療センターの開設に向けてやられているんですけど、今途中経過を伺うと、補助なしで運営していくという方向というのを伺っています。私これに対してちょっと懸念がありまして、もともとやっぱりこの障がい者歯科診療というのは収益事業じゃなくて福祉事業だということに思っております。福祉事業そのものの、ちょっと根本的な話で恐縮なんですけど、福祉事業ってもともと国、または地方自治体の公共が担うものというのは、これは憲法で規定されているレベルの話ですから、ここはしっかりと公共が責任を持っていかないと、もう収益として成り立つんだったら、それはもう民間に任せればいいんですけども、ここはきちんとサポートしていかねばいけないところです。

実際に療育センターを私見に行ったんですけども、本当に手がかかるんですよ、特に知的の方とかに関してはですね。だからやっぱり運営も非常に厳しくなっていると思います。歯科医師会さんなんかは、とにかく我々頑張れるところまで頑張りますからぐらいのすごいやる気を見せていらっしゃるんですけども、これが破綻すると、また障がい者歯科診療、ここで進んだのが本当にそれ自体のイメージも悪くなって、ぐっと後退することになるので、きちんと補助も含めた運営の在

り方に関しては、しっかりと成立していくように、立ち上げで見えない部分も多いんですけども、ちゃんと安全幅を持ってきちんと進めていただけるように要望をさせていただきます。

以上2点、要望をお願いします。

原田委員長 今、2点ありましたけど、何か答弁がありましたら。

長谷尾福祉保健部長 1点目の自動償還払い、この前答弁申し上げたように、いろいろ研究をしっかりとやっていきたいと思っています。

2点目の重度障がい者の歯科診療も、私も発達支援センター辺りも見に行きましたけれども、確かに委員おっしゃるとおり、非常に手間がかかるというか、大変な診療行為をやっております。そういった中で、初期投資をかなり県としても応援いたしましたので、運営についてはしっかり注視をしております。

原田委員長 ほかにありませんでしょうか。

土居委員 地域医療の件です。10月にフォーラムされますよね。いろいろと議論されて、多分いろんな克服しないといけない課題が出てきています。是非来年度に向けて、その課題解決に向けて個別の事業を立ち上げていただければなと思っていますので、よろしくお願いします。

原田委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

原田委員長 それでは、内部協議に入ります。

閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

なお、午前中に県外調査の日程を決定いたしました。今後の細部の変更などについては、私が判断させていただきますので、御一任願います。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。